

# 東海国立大学機構 大学文書資料室紀要

第34号 —— 2026年3月

## 目次

編集要項・投稿要領	83
研究ノート 大学アーカイブズの展示活動とその諸問題（続） ——名古屋大学を事例に——	堀田慎一郎 45
論文 戦後新制国立大学における校長養成制度への協力体制 ——旧制師範学校の人的条件に基づく所要単位修得の促進——	芥川祐征 1

東海国立大学機構大学文書資料室紀要 — 第三十四号

二〇二六年三月

# BULLETIN OF TOKAI NATIONAL HIGHER EDUCATION AND RESEARCH SYSTEM ARCHIVES

No. 34 —— March 2026

## Contents

Masayuki AKUTAGAWA Cooperative Framework for the Principal Training System by National Universities under the New Education System in Postwar Japan —— Promotion of Required Credit Acquisition based on Human Resources of Former Teachers College ——	1
Shinichiroh HOTTA Exhibition Activities of University Archives and the Problems about them: the Sequel —— A Case Study of Nagoya University ——	45

# 戦後新制国立大学における校長養成制度への協力体制

——旧制師範学校の人的条件に基づき、所要単位修得の促進——

芥川 祐 征

- 一、本稿の目的と課題
  - 二、愛知県内における教育学部・学芸学部の設置と講座編制
  - 三、各種協議会における大学側と教育委員会側の体制整備
    - (一) 現職教育の開設・運営に関する会議行政
    - (二) 教育職員検定に関する会議行政
  - 四、聴講生・研究生の受入状況と校長必修科目の履修単位付与
  - 五、校長講習における校長必修科目の開講状況
  - 六、認定講習における校長必修科目の開講状況
  - 七、認定通信教育における校長必修科目の開講状況
    - (一) 名古屋大学における中部地方高等学校校勤務者のための講座開設
    - (二) 愛知学芸大学における県内小・中学校勤務者のための講座開設
  - 八、大学公開講座・教員研究集会の開催状況と校長必修科目の学修単位追認
- 九、総括

## 一、本稿の目的と課題

本稿の目的は、連合国軍最高司令官総司令部 (General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers: GHQ/SCAP) に設けられた民間情報教育局 (Civil Information and Education Section : 以下「CIE」と略す) の主導により教育改革が進められていた戦後初期日本に焦点を当て、当時新設された校長免許状を取得するための主たる教職専門科目 (以下「校長必修科目」と略す) に着目して、新制国立大学による協力体制の実態を解明することである。

戦後教育改革の一環として、一九四六年の「第一次米国教育使節団報告書」によって戦前・戦中までの上意下達型の学校管理方式が批判され、新たに民主的な学校経営方式が模索されるようになった。<sup>①</sup> とりわけ、戦後新教育の目的を効果的に達成するための手段 (条件整備) として、アメリカの機能的見地 (functional point of view) に基づく学校経営論が移入されたことは「戦前の官僚的・国家主義的教育行政や学校管理観を克服し、民主化を推進する上では一定の役割を果たした」とされる。<sup>②</sup> そのため、これらの学校経営論においては、総じて児童生徒の民主化と教員集団の民主化が不可分のものとしてとらえられており、アメリカからの翻訳書ならびに文部省手引の刊行が契機として位置づけられている。<sup>③</sup>

そして、これらの内容を各学校に浸透させるために、校長養成制度が採用された。すなわち、一九四九年九月一日に教育職員免許法 (法律第一四七号・以下「免許法」と略す) および教育職員免許法施行法 (法律第一四八号・以下「施行法」と略す) が施行されたことによって、戦後はすべての校長職に対して校長一級普通免許状・校長二

級普通免許状・校長仮免許状のいずれかの取得が義務づけられた<sup>⑤</sup>。その場合の取得要件として、基礎資格（学士号の取得と各種教育職員免許状の所有）と一定の教職経験年数（所轄庁による「良好な成績で勤務した旨」の証明書）を満たした上で、①大学の正規課程（通信教育通常課程・研究生を含む）、②国立大学現職教育講座（大学公開講座・聴講生等を含む）、③大学または都道府県教委の開設する校長講習（免許法認定講習・教職員通信教育講座を含む）を通じて所要単位を修得し（免許法別表第二・七）、教育職員検定（人物・学力・実務・身体）を経て校長免許状が発行された。ただし、当時の人員不足に対する経過措置として、現職校長であれば校長仮免許状が一律に授与された（施行法第二条）。

その後、十一月一日には免許法施行規則（文部省令第三八号）および施行法施行規則（文部省令第三九号）が施行され、校長免許状を取得するためには、主に校長講習を通じて八単位から一五単位以上の修得が求められた（施行法施行規則第七条）。具体的には、職務を遂行する上で必要となる校長必修科目として、①「教育評価」（精神検査を含む）、「学校教育の指導及び管理」（学校衛生を含む）、②「教育行政学」（教育法規、学校財政及び学校建築を含む）、③「教育社会学及び社会教育」、④大学の適宜加える専門科目が指定された（免許法施行規則第八条）。

しかし、当時は新旧免許状切替および仮免許状に五年間（一回に限り更新可）の有効期限が設定されており、特に個別学校の経営管理活動に責任を負う現職校長にとって勤務地を離れて校長必修科目をすべて修得することは困難を極めていた。一方、各都道府県においては、いずれも当該科目を担当し得る講師の人員確保に困難を抱えており、本務教員数の多い大規模自治体ほど効率的に所要単位を修得させる必要に迫られていた。このことについて、これまで免許法認定講習（以下「認定講習」と略す）の創設段階における運営体制の整備過程<sup>⑥</sup>や実施段階における開講科目の運用実態<sup>⑦</sup>、宮城県を事例とした現職教育制度の展開過程<sup>⑧</sup>が明らかにされてきた。これらの研究は、概ね任命

権者としての教育委員会（以下「教委」と略す）側の文書史料を分析対象としていることが特徴であり、校長養成の共同担当者である大学側の文書史料による検証が残されている。

そこで、本研究では、戦前・戦中における専制的な権威による学校管理方式から、戦後における民主的な協議による学校経営方式に転換していくために、新制国立大学教育学部・学芸学部がどのように寄与したのかを明らかにする。すなわち、これらの国立大学による校長養成制度への協力によって、校長必修科目がどのように開講され、校長免許状の創設からわずか六年で廃止されるに至ったのか、その動態を解明するものである。

その場合、本務教員数が二万人を超える大規模な任命権者のうち、その延付与単位数の多くを大学側が負担していた愛知県の事例に着目する。とりわけ、旧制岡崎高等師範学校においては、「教育史」「教育学」「教育行政」が開講されていたこと<sup>9)</sup>から、文学部教育学科を源流とする他の新制国立総合大学（旧帝国大学・旧文理科大学）の教育学部よりも校長養成制度を運用するための諸条件が整っており、戦後の大学における教員養成原則に最も近い条件で運用がなされていた。

## 二、愛知県内における教育学部・学芸学部の設置と講座編制

これらの科目については、当初から国立大学の教育学部・学芸学部が担当し得るものと期待されていた。ところが、戦後に新設されて間もないことから、他の学部と比べて人員が著しく不足しており、学術的基盤をなす教育学研究そのものも未成熟であった。

まず、名古屋大学（旧制）では、一九四七（昭和二十二）年十月十六日の評議会において、「新学部創設委員会」から岡崎高等師範学校の包括による「文学部教育学科設置案」が示され、翌年六月十五日の同委員会において承認された<sup>11</sup>。そして、七月一日の同委員会では、教育原論講座・教育史講座・教育社会学講座・教育制度教育方法論講座・心理学教育心理学講座の五講座からなる「教育学科設置案」が示された<sup>12</sup>。ところが、十七日に開催された総長会議における決定方針に基づいて、七月二十八日の評議会では「理学部と法文経学部」に夫々八講座増加を条件として「教育学部を単独の学部として新設することが要請された」<sup>13</sup>。

そこで、当初の五講座体制案に加えて、新たに教員養成課程の三講座を増設して、教育学部全体で一七講座となるように数年内に条件整備を進めていく代替案が承認された<sup>14</sup>。特に、文部省との折衝を通じて作成された「名古屋大学設置認可申請書」においては、教育原論及教育史講座・教育心理学講座・教育社会学講座・教育行政及教育制度講座・学校経営講座・教育課程講座・教育方法学講座・各科教育論第一講座・各科教育論第二講座・職業科教育学講座・体育学及学校衛生講座・社会教育講座の一二講座からなる教育学部の設置構想案が示され、八月十四日の評議会にて報告がなされた<sup>15</sup>。その後、依田新が初代教育学部長として就任すると、設置直後の一九五〇（昭和二十五）年十一月一日には「教育学部規程」が制定され<sup>16</sup>、翌年四月十四日の「教育学部入学者指導要領」において、同学部は「教育界の指導的地位に立つ校長・教育長・指導主事等」および教育学研究者の養成を目的とすることが明記された<sup>17</sup>。なお、一九五三（昭和二十八）年度になると特別講座として、名古屋大学教育学部附属中・高等学校の校長二名の兼任による学校経営講座が増設された<sup>18</sup>。

結局のところ、新制大学の設置から五年が経過した時点では、①教育原論講座（細谷俊夫教授・田浦武雄講師）、②教育史講座（大久保利謙教授・長尾十三二講師）、③教育方法学講座（広岡亮蔵教授・石黒一三講師）、④教育内

容講座（重松鷹泰教授・上田薫助教授）、⑤教育心理第一講座（依田新教授・大西誠一郎助教授）、⑥教育心理第二講座（続有恒教授・塩田芳久助教授）、⑦教育心理第三講座（近藤貞次教授）、⑧教育社会学講座（小川太郎教授・木原健太郎助教授）、⑨社会教育講座（古木弘造教授・小堀勉助教授）、⑩教科教育法講座（前島儀一郎教授・金田一春彦助教授）、⑪教育行政講座（仲新教授・成田克矢講師）、⑫教育調査及び教育統計講座（白石二誠教授）、⑬学校経営特別講座（秋元照夫助教授・本山政雄助教授）で構成されていた<sup>19</sup>。これらのうち、塩田芳久・小堀勉・秋元照夫の三名は岡崎高等師範学校からの転籍により充当されていた<sup>20</sup>。

一方、愛知学芸大学においては、教育学教室の全五講座が後期専任（渡辺平三郎教授・杉浦正一教授・田中茂一教授・木股勝美助教授・山本正一助教授）、名古屋分校専任（山本喜三教授・伊藤忠好教授・西尾寛助教授・隈元保助教授・鈴木信政助教授・橋爪貞雄講師）、岡崎分校専任（伊藤四三九助教授・飯田芳郎助教授・小田原肇講師・中林秀治講師・平野一郎助手）で構成され、心理学教室の全二講座が後期専任（森田清教授・西島義雄助教授）、名古屋分校専任（原吉雄教授・武上薫助教授・種橋正徳助教授）、岡崎分校専任（堀端孝治助教授・重松毅講師・沢田秀一助手）でそれぞれ構成されていた<sup>21</sup>。

このように、愛知県内の校長養成制度については、岡崎高等師範学校を包括した名古屋大学と、愛知第一師範学校（男子部・女子部）・愛知第二師範学校・愛知青年師範学校を統合した愛知学芸大学の協力によって運用がなされていく。

### 三、各種協議会における大学側と教育委員会側の体制整備

#### (一) 現職教育の開設・運営に関する会議行政

次に、現職教育制度の条件整備について、任命権者としての教委側と養成担当者としての大学側の協力により、開設・運営をめぐる協議が進められていった。

一九五〇（昭和二十五）年三月二日の名古屋大学協議会では、愛知県教委からの委嘱を受けて学部長会議に諮ったうえで、学長から各学部に対して協力要請がなされた。<sup>22</sup>そして、十二月一日には名古屋市スポーツ会館で「後期免許法認定講習打合せ」が開催され、名古屋大学・愛知学芸大学の教務補導関係者（一名）・認定講習関係者（一名）および教職課程のうち人文・社会・自然科学関係者（一名）が集められた。<sup>23</sup>

一九五一（昭和二十六）年度は、七月二十八日に名古屋市スポーツ会館で「認定講習事務打合せ」が開催され、各会場の事務責任者（一名）が集められ、認定講習の事務および経理に関する協議がなされた。<sup>24</sup>

一九五二（昭和二十七）年度は、五月十九日に王山荘で「免許法認定講習打合せ」が開催され、名古屋大学・愛知学芸大学の教務課長（一名）・講習事務担当者（一名）および認定講習を担当する教育学部代表者（一名）が集められ、①現職教育講座・認定講習の開設方法・開講科目、②認定講習の実施計画案に関する協議がなされた。<sup>25</sup>とりわけ、愛知県知事・愛知県教委は諮問機関として「愛知県教育職員免許法認定講習審議会」を設置し、<sup>26</sup>名古屋大学から三名、愛知学芸大学から三名、愛知県教委から六名（教育長を含む）、愛知県から一名、名古屋市・半田市・

一宮市教委から各一名、現職校長五名、現職教諭六名が任命された<sup>(27)</sup>。その後も、六月二十四日には愛知県教委事務局教職員課で第二次打合会が開催され、各大学の関係者三―四名が集められ、校長講習・教諭講習・実習講習・養護講習・特殊教育講習の担当講師・開講科目・配布資料に関する協議がなされた<sup>(28)</sup>。また、七月二十三日にも愛知県スポーツ会館で打合会が開催され、開講科目と配布資料、成績評定（考査方法・答案送付・提出時期・評定基準）、担当講師の宿泊等に関する協議がなされた<sup>(29)</sup>。

一九五三（昭和二十八）年度は、六月九日に同審議会が開催され、認定講習の開設方針・実施計画・開講期間に関する協議がなされ<sup>(30)</sup>、十五日には大津寮において各大学の教務課長ならびに係員一名が参集して担当講師の決定に関する打合会が開催された<sup>(31)</sup>。なお、同年度からは名古屋工業大学にも委員を委嘱するようになった<sup>(32)</sup>。

一九五四（昭和二十九）年度は、六月十四日に王山荘において各大学の教務課長ならびに係員一名が参集して担当講師の決定に関する打合会が開催された<sup>(33)</sup>。なお、同年度の審議会委員は同様の構成状況であり、五月二十四日に愛知県庁で開催された際には、認定講習の開設方針・実施計画に関する協議がなされた<sup>(34)</sup>。

一九五五（昭和三十）年度は、六月二十日に王山荘で各大学の教務課長ならびに係員一名が参集して担当講師の科目配当に関する打合会が開催された<sup>(35)</sup>。次いで、二十九日に各教委事務局出張所長・各市教育長を対象として愛知県立明和高等学校で打合会が開催され、参加者による会場責任者・担当者<sup>(36)</sup>の報告をもとに受講希望者の調整がなされた<sup>(37)</sup>。なお、同年度の審議会委員も同様の構成状況であり、九月十二日には委員以外にも愛知県立女子短期大学・公立高等学校長協会・小中学校長会の代表ならびに受講者八名を交えて反省会が開催された<sup>(38)</sup>。その後、九月二十日に各教委事務局出張所長・各市教育長・県立高等学校長・県立盲聾学校長を対象として、愛知県立瑞陵高等学校で「免許法認定講習会単位認定に関する会議」が開催され、認定講習における単位付与状況をもとに教育職員検定の申請

手続等に関する協議がなされた。<sup>(40)</sup>

## (二) 教育職員検定に関する会議行政

それから、現職教育を通じた所要単位の修得が進展していくと、教育職員免許状を発行するために必要となる教育職員検定をめぐる具体的な協議も進められていった。

一九五二(昭和二十七年)年度は、四月二十六日に各教委事務局出張所長・各市教育長を対象として愛知県庁で「教育職員免許法事務担当者会議」が開催され、①免許法等改正にともなう諸手続、②教育職員検定の内規の取扱いに関する協議がなされた。<sup>(41)</sup>

一九五三(昭和二十八)年度は、五月十二日に各教委事務局出張所長・各市教育長・県立高等学校長・県立盲聾学校長を対象として、愛知県立瑞陵高等学校で「教育職員免許法主任者会議」が開催され、①認定講習の開設、②現職教員の単位修得状況、③免許事務担当者の報告に関する協議がなされた。<sup>(42)</sup> また、十月十三日には同様に愛知県立愛知商業高等学校で「免許事務連絡協議会」が開催され、認定講習の受講者旅費や単位付与等に関する協議がなされた。<sup>(43)</sup>

一九五四(昭和二十九)年度は、四月八日に各教委事務局出張所長・各市教育長を対象として愛知県庁分庁舎で「教育免許事務主任者会議」が開催され、①愛知学芸大学の開設する第一期免許法認定通信教育(以下「認定通信教育」と略す)、②免許法等の改正に関する協議がなされた。<sup>(44)</sup>

このような動きの中で、第十九回国会における審議を経て、六月三日に免許法等が大幅に改正され、校長免許状

はわずか六年で廃止されることとなった。これを受けて、十五日には一宮市立神山小学校、十七日には岡崎市立梅園小学校、二十二日には豊川市立牛久保小学校、二十五日には愛知県立愛知商業高等学校、二十九日には名古屋市立栄小学校を会場として、各教委事務局出張所長・各市教育長・県立高等学校長・県立盲聾学校長を対象として「改正免許法並びに認定講習説明会」が開催された。すなわち、当時は県内各校の分掌組織に「免許法係」が位置づけられていたことから、近隣各校の代表者に法改正の趣旨を徹底し、以後の認定講習の受講について奨励・指導するためのものであった。<sup>45</sup>その後、十一月三十日には各教委事務局出張所長・各市教育長・県立高等学校長・県立盲聾学校長を対象として、愛知県立瑞陵高等学校で「教育職員免許法施行規則等の説明会」が開催された。<sup>46</sup>ここでは、参加者が「教育職員免許法の手引」を持参した上で、市教委・出張所関係者は管内各学校に対して、県立学校関係者は校内教職員に対して、それぞれ趣旨の徹底を図ることが求められた。

それと同時に、当時は仮免許状所有者の身分保持（更新検定）のために、①提出書類一覧表、②教育職員仮免許状更新検定願（手数料二〇〇円分の県収入証票貼付）、③更新を受けようとする仮免許状、④人物に関する証明書、⑤実務に関する証明書、⑥身体に関する証明書（現職者は不要）、⑦戸籍抄本（発行後に改姓した者のみ）の提出が求められた。<sup>47</sup>さらに、県教委としては運用上の措置として、①免許法等の施行日（十二月三日）までに改正前の要件を満たした者は一九五五（昭和三十）年三月三十一日まで、同等の教育職員検定に申請できること、②改正前に付与された履修単位および追認された学修単位は一九六一（昭和三十六）年三月三十一日までは有効とすること、③それまでは学修単位の追認に関する事務も継続することとされた。<sup>48</sup>これらのことから、他の都道府県が十二月二日までの申請分（履修単位の付与および学修単位の追認を含む）で検定事務を終了したのに対して、愛知県では旧制学校からの継続就業者の身分保持に対する配慮がみられた。

これを受けて、愛知県においても、県教委規則「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行細則」(第三号)および県規則「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行細則」(第一八号)の大幅な改正が必要となった。<sup>(48)</sup>そのため、翌年一月十日には愛知県立瑞陵高等学校、十二日には岡崎市立岡崎小学校、十八日には豊橋市立新川小学校、十九日には一宮市立神山小学校、二十二日には名古屋市立栄小学校を会場として、各教委事務局出張所長・各市教育長および各幼稚園長・小学校長・中学校長・高等学校長・盲聾学校長を対象として「教育職員免許法施行細則並びにこれに関する取扱い内規等の説明会」が開催された。すなわち、これらの規則の改正内容に関する解説を通じて趣旨徹底を図るとともに、運用上の諸問題に関する協議を通じて免許検定事務の円滑を図るため、近隣各校の代表者は「新旧教育職員免許法の手引」を持参した上で参加することが義務づけられた。<sup>(49)</sup>

#### 四、聴講生・研究生の受入状況と校長必修科目の履修単位付与

戦後日本の校長養成制度について、本来であれば I F E L 学校管理講座の会場として位置づけられた新制国立総合大学(旧帝国大学・旧文理科大学)の教育学部こそが、正規の養成機関として想定されていた。しかし、実際には現職教育の受講にともなう諸種の制約・負担を軽減するために、非正規課程としての聴講生や研究生に対して、校長必修科目に関する履修単位を付与するように代替的な運用がなされていた。<sup>(51)</sup>

第一に、学部開講科目のうち学期ごとに任意の科目履修を認める「聴講生」制度が設けられ、教育学部においては教授会の選考を経て受講が許可されていた。<sup>(52)</sup>とりわけ、名古屋大学として「聴講生の教育職員免許法施行規則の

表1 名古屋大学教育学部の聴講生に対する校長必修科目の単位付与対象

校長必修科目	開講科目名称	担当講師	単位数
教育評価	教育評価	塩田芳久	4 単位
学校教育の指導及び管理	学校教育の指導及び管理	秋元照夫	4 単位
	学校経営演習		4 単位
	中等学校経営	本山政雄	4 単位
	学校調査演習		4 単位
	学校衛生	奥谷博俊(非常勤:名古屋市立大学医学部)	2 単位
	青少年団体論	田代元彌(非常勤:横浜国立大学学芸学部)	2 単位
教育行政学	教育行政学概論	仲新	4 単位
	産業教育の問題(演習)		2 単位
	教育委員会(演習)		2 単位
	学校論		2 単位
	学校施設論	新納嘉夫	2 単位
教育社会学及び社会教育	教育社会学概論	小川太郎	4 単位
	農村児童の生活と教育(演習)		2 単位
	社会調査	木原健太郎	4 単位
	教育社会学演習		2 単位
	社会教育概論	古木弘造	4 単位
	社会教育の発達(演習)		4 単位
	社会教育演習		小堀勉

(出典) 「昭和29年度講義題目」名古屋大学「第一回一第十四回 S27-S31 教職課程委員会議事録綴 No. 1」所収(東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)をもとに筆者作成

単位修得認定に関する内規<sup>(1)</sup>が制定され、聴講生が願書(履修科目・単位数・講義題目・担当教員・聴講期間を明記)を学部長に提出し、終末考査(筆答試験・論文・報告書等)の結果をもとに教授会の議を経て、聴講期間に應じた所定の単位(六カ月間で四単位、一年間で八単位)が付与された<sup>(2)</sup>。これらのうち、校長必修科目として認められたのは左表のとおりであった【表1参照】。

ただし、一九五二（昭和二十七）年度から右記の科目は校長・教育長・指導主事免許状を取得するための所要科目として指定されていたもの<sup>(55)</sup>、一九五五（昭和三十）年度からは教育長・指導主事免許状の取得に限定された<sup>(56)</sup>。

第二に、各学部の所属教員による指導のもと、学期ごとに特別の事項に関する研究活動を認める「研究生」制度が設けられ、評議会の承認を得て学部ごとに定員・入学資格・選考方法等が定められていた<sup>(57)</sup>。例えば、教育学部においては一年以内の在学を条件として、①大学の学部を卒業した者、②教授会において適当と認められた者を対象として教授会の選考（定員三〇名）を経て入学が許可され、学部開講科目を聴講することで履修単位も付与された<sup>(58)</sup>。とりわけ、名古屋大学として「教育職員免許法施行規則の単位修得認定に関する研究生内規」が制定され、教官の指導を受けた者は修了後に遅滞なく学部長・分校主事または研究所長に研究報告書を提出し、教授会または所員会の議を経て、研究期間に応じた所定の単位（三カ月間で二単位、六カ月間で四単位、一年間で八単位）が付与された<sup>(59)</sup>。

具体的には、一九五〇（昭和二十五）年度は第一次として細谷俊夫が二名を、神藤哲夫（岡崎高等師範学校）が一名を受入れ、第二次として細谷俊夫が二名を、塩田芳久（岡崎分校）が一名を受入れ、一九五二（昭和二十七）年度は岡口愷夫（岡崎分校）が一名、細谷俊夫が二名を受入れ、一九五二（昭和二十七）年は第一次として小川太郎が一名、細谷俊夫が三名、大西誠一郎が一名を受入れ、第二次として細谷俊夫が一名を受入れた<sup>(64)</sup>。その場合、教育学部の研究生については、修了後に愛知県庁において、指導担当教員の同席のもと研究発表を行うことが求められていた<sup>(65)</sup>。ただし、教育学部では研究生に対する直接的な単位付与は認められておらず、希望者は「正規の手続きをとって聴講生の身分を得る必要」があった<sup>(66)</sup>。そのため、実際に校長必修科目に関する履修単位を付与されたのは、「教育評価」三名および「教育社会学及び社会教育」三名にとどまった<sup>(67)</sup>。

## 五、校長講習における校長必修科目の開講状況

愛知県では、県内の各地区に会場を設けて、複数の国立大学（名古屋大学・愛知学芸大学・名古屋工業大学）が連携することで校長講習が開設されていた。もともと、免許法等が制定される以前に、一九四九（昭和二十四）年二月十一日から三月八日にかけて名古屋市教育館で再教育施策の一環として「校長講習」が開催されており、後に参加者は校長必修科目「学校教育の指導及び管理」（一単位）に相当する学修単位として追認を受けた。<sup>(68)</sup>そして、免許法等の施行後は、一九五〇（昭和二十五）年度の「高校教員認定講習」において、校長必修科目「教育行政」「教育社会学」（各一単位）が開講される予定であった。<sup>(69)</sup>しかし、実際には一九五一（昭和二十六）年十一月二十四日から翌年一月二十七日にかけて県内四四会場（A・B講座に区分）で開設され、受講者は二単位まで修得することが認められていた。<sup>(70)</sup>ここでは、校長必修科目のうち、①「教育評価」三講座、②「学校教育の指導及び管理」五講座、③「教育行政学」四講座、④「教育社会学及び社会教育」四講座がそれぞれ開講された。<sup>(71)</sup>

一九五二（昭和二十七）年度は最大規模の校長講習となり、五月三十日に名古屋大学の「指導と承認」を受け、<sup>(72)</sup>計六週にわたり県内一六会場で開設された。<sup>(73)</sup>その場合、定時制（土曜日の十三・十六時と日曜日の九・十五時）および全日制（平日九・十三時）に分けて開講され、現職校長は六単位まで修得することが認められていたものの、校長候補者は三単位（二会場三名を上限）までに制限された。<sup>(74)</sup>ここでは、校長必修科目の担当状況について、左表のとおりであった【表2参照】。

一九五三（昭和二十八）年度も同様に、六月一日に名古屋大学の「指導と承認」を受け、<sup>(75)</sup>一単位当たり講義一六時間と研究討議・筆答試験からなる計二五時間として開設されることとなり、全校一五名までの学校は二名以内、

表2 愛知県教育委員会の開設する1952（昭和27）年度校長講習における国立大学の協力体制

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週
会場	7/5・6・12・13	8/4-7	8/11-14	8/18-21	10/11・12・18・19	12/6・7・13・14
私立愛知高	③鈴木信政	④隈元保	①西島義雄	②伊藤忠好	④富田嘉郎	③西尾寛
県立名古屋西高	②秋元照夫	③鈴木信政	④西尾寛	①村井忠一	③飯田芳郎	②重松鷹泰
県立瑞陵高	④富田嘉郎	①村井忠一	②石黒一三	③西尾寛	①依田新	④古木弘造・細谷俊夫
私立東海高	②伊藤忠好	③西尾寛	④隈元保	①原吉雄	③西尾寛	②廣岡亮藏
県立一宮高	①塩田芳久	②石黒一三	③鈴木信政	④隈元保	②杉浦正一	①村井忠一
県立半田高	④小川太郎	①原吉雄	②廣岡亮藏	③飯田芳郎	①森田清	④富田嘉郎
津島市立東小	③飯田芳郎	②山本喜三	④田中茂一	①西島義雄	③伊藤四三九	②山本隆一
県立小牧高	③西尾寛	④田中茂一	①原吉雄	②重松鷹泰	④小川太郎	③鈴木信政
県立岡崎高	③仲新	④富田嘉郎	①森田清	②秋元照夫	④古木弘造・細谷俊夫	③山本正一
県立安城高	②伊藤四三九	③飯田芳郎	④木股勝美	①塩田芳久	③山本正一	②秋元照夫
県立西尾高	①村井忠一	②伊藤四三九	③細谷俊夫	④富田嘉郎	②田中茂一	①原吉雄
県立国府高	①西島義雄	②秋元照夫	③飯田芳郎	④田中茂一	②上田薫	①塩田芳久
豊橋市立中部中	④田中茂一	①塩田芳久	②渡辺平三郎	③仲新	①村井忠一	④木股勝美
新城町立新城中	①森田清	②山本隆一	③仲新	④小川太郎	②山本喜三	①西島義雄
県立田口高	②杉浦正一	③渡辺平三郎	④富田嘉郎	①森田清	③仲新	②伊藤忠好
足助町立足助中	③山本正一	④木股勝美	①村井忠一	②杉浦正一	④隈元保	③渡辺平三郎

- (※1) 表中の講師のうち、村井忠一および富田嘉郎は名古屋工業大学の所属  
(※2) 担当科目は①「教育評価」、②「学校教育の指導及び管理」、③「教育行政学」、④「教育社会学及び社会教育」で略記  
(出典) 愛知県教育委員会「昭和二十七年愛知県教育職員免許法認定講習計画」（文部省認可・委大第1-32号；昭和27年6月23日）名古屋大学教務課「昭和廿七年度 認定講習関係書類綴」所収（東海国立大学機構大学文書資料室所蔵）をもとに、愛知県教育長通知「校長講習第五週の期日変更について」（教第853号；昭和27年8月27日）、同通知「校長講習第五週第六週の期日変更について」（教第890号；昭和27年9月4日）、同通知「校長講習第六週実施期日及び講師・会場の一部変更について」（教第952号；昭和27年9月20日）による修正を加えて筆者作成

表3 愛知県教育委員会の開設する1953（昭和28）年度校長講習における国立大学の協力体制

年度	科目	講義題目	会場	講師
1953 第2週 8/4-7	教育評価	教育評価の諸問題	私立愛知高	塩田芳久
		発達の評価	名古屋市立白鳥小	原吉雄
		教育評価の史的背景及びその批判	岡崎市立梅園小	村井忠一
	学校教育の指導及び管理	学校教育の指導及び管理	半田市立半田中	伊藤四三九
		道徳教育と知識教育	小牧町立小牧小	上田薫
		学校教育における諸問題	県立国府高	石黒一三
		学校管理の科学的課題	足助町立足助中	秋元照夫
	教育行政学	教育行政の諸問題	一宮市立大志小	仲新
		教育行政学	津島市立津島東小	木股勝美
		学校長の在り方	西尾町立西尾中	渡辺平三郎
		教育財政：義務教育費を中心として 不明	豊橋市立中部中 田口町立田口小	鈴木信政 飯田芳郎
	教育社会学及び社会教育	児童生徒の性格と教育	名古屋市立浄心中	小川太郎
校外生活指導の諸問題		名古屋市立筒井小	小堀勉	
社会に於ける教育の機能について並びに学校という社会集団について 地域計画について		安城市立中部小 新城町立新城中	富田嘉郎 隈元保	
1953 第4週 8/17-20	教育評価	教育評価の諸問題	半田市立半田中	塩田芳久
		教育評価の史的背景及びその批判	小牧町立小牧小	村井忠一
		教育評価の基本問題	豊橋市立中部中	続有恒
		評価の方法と測定用具	足助町立足助中	森田清
	学校教育の指導及び管理	教育課程と生活指導の管理	私立愛知高	杉浦正一
		校長職の研究	名古屋市立白鳥小	山本隆一
		学校管理の科学的課題	岡崎市立梅園小	秋元照夫
		学校管理の重点特に教育環境の管理 中学校管理を中心として	西尾町立西尾中 新城町立新城中	山本喜三 伊藤忠好
	教育行政学	教育制度の諸問題	名古屋市立浄心中	山本正一
		教育行政の諸問題	名古屋市立筒井小	田浦武雄
		学校体系論	安城市立中部小	西尾寛
	教育社会学及び社会教育	学校における社会的要因	一宮市立大志小	橋爪貞雄
社会に於ける教育の機能について並びに学校という社会集団について		津島市立東小	富田嘉郎	
校外生活指導の諸問題		県立国府高等学校	小堀勉	
学校教育振興を中心課題として		田口町立田口小	田中茂一	

(\*1) 表中の講師のうち、村井忠一および富田嘉郎は名古屋工業大学の所属愛知県教育委員会編『愛知県教育委員会教育公報』号外（昭和28年7月11日発行）、愛知県教育委員会、1953、134-137頁（愛知県図書館所蔵）および名古屋大学教育学部長回答「昭和28年度愛知県認定講習講義題目について」（教育第387号：昭和28年7月13日）名古屋大学教務課「昭和二十八年度 認定講習関係綴」所収（東海国立大学機構大学文書資料室所蔵）をもとに筆者作成

一六名から三〇名までの学校は三名以内、三一名以上の学校は四名以内の受講が認められた。<sup>66</sup>ここでは、校長必修科目の担当状況について、左表のとおりであった【表3参照】。

## 六、認定講習における校長必修科目の開講状況

一九五四（昭和二十九）年度になると、校長免許状の廃止にともない校長講習の開設も見送られた。そのかわりに、「現在までに大部分の単位を修得し、規定の単位があと数単位不足するもののために、一般教員講習中之に相当する講座を設け、単位修得の機会を与えたい」とする新たな方針がとられ、七月二日に名古屋大学の「指導と承認」を受け、一単位当たり講義一六時間と研究討議・筆答試験からなる計二五時間の科目が開講されることとなり、そこでの修得単位は他の教育職員免許状における教職専門科目として流用することも認められた。<sup>(28)</sup>

一九五五（昭和三十）年度は、すでに免許法等の大幅な改正により校長免許状および仮免許状の廃止が決定されていたにもかかわらず、五月末の時点で一般教諭を対象とした認定講習において校長必修科目が開講される見込みであった。<sup>(29)</sup> すなわち、一単位当たり講義一五時間（全体の七五パーセント以上出席が必須）と研究討議・筆答試験からなる計二五時間の科目が開講されることとなり、前年度と同様に修得単位の流用も認められた。<sup>(30)</sup>

これらの認定講習における校長必修科目の担当状況について、左表のとおりであった【表4参照】。

表4 愛知県教育委員会の開設する認定講習における国立大学の協力体制

年度	科目	講義題目	会場	講師
1954 第1週 7/28-31	教育評価	教育評価の史的背景	名古屋市立浄心中	村井忠一
	学校教育の指導及び管理	学校教育の指導及び管理	豊橋市立新川小	渡辺平三郎
	教育行政学	教育行政学	岡崎市立梅園小	田浦武雄
	教育社会学及び社会教育	教育社会学及び社会教育	一宮市立大志小	木原健太郎
1954 第3週 8/8-11	教育評価	教育評価	一宮市立大志小	塩田芳久
	学校教育の指導及び管理	学校教育の指導及び管理	岡崎市立梅園小	飯田芳郎
	教育行政学	教育行政学	豊橋市立新川小	本山正雄
	教育社会学及び社会教育	教育社会学及び社会教育	名古屋市立浄心中	隈元保
1954 第5週 8/21-24	教育評価	教育評価	豊橋市立新川小	村上英治
	学校教育の指導及び管理	学校経営についての一考察	一宮市立大志小	山本隆一
	教育行政学	教育行政学	名古屋市立浄心中	仲新
	教育社会学及び社会教育	教育社会学	岡崎市立梅園小	富田嘉郎
1955 第2週 8/1-4	教育社会学及び社会教育	学校教育及び社会教育から求められる教育社会学	豊橋市立新川小	田中茂一
1955 第4週 8/17-20	教育評価	教育評価	名古屋市立円上中	塩田芳久
1955 第5週 8/26-29-4	学校教育の指導及び管理	学校教育の指導及び管理	名古屋市立白鳥小	新納嘉夫
		学校経営についての一考察	名古屋市立円上中	山本隆一
	教育行政学	教育行政学	名古屋市立筒井小	成田克矢

(\*1) 表中の講師のうち、村井忠一および富田嘉郎は名古屋工業大学の所属

(\*2) 表中の講師のうち、新納嘉夫は名古屋大学教育学部学校経営特別講座の助教授として新規採用

(出典) 愛知県教育委員会編『愛知県教育委員会教育公報』号外(昭和29年7月9日発行)、愛知県教育委員会、1954、101-105頁および同編、号外(昭和30年7月12日発行)、1955、495-506頁(愛知県図書館所蔵)をもとに筆者作成

## 七、認定通信教育における校長必修科目の開講状況

ところが、そもそも現職者の勤務地・労務負担によっては、前述の講習受講にともなう経済的・地理的・時間的な制約が大きかったことから、代替的に認定通信教育の一環として教職員通信教育講座が開設されることとなった。<sup>(82)</sup>特に、愛知県における認定通信教育については、中部地方九県（富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県）の高等学校勤務者（実際は小・中学校勤務者および教育関係職員も受講は可能）は名古屋大学の開講科目を、県内の小・中学校勤務者は愛知学芸大学の開講科目をそれぞれ受講することとされた。<sup>(83)</sup>

### （一）名古屋大学における中部地方高等学校勤務者のための講座開設

名古屋大学では、一九五〇（昭和二十五）年九月に高等学校に勤務する現職校長・教員を対象として認定通信教育が開設された。当初は、校長必修科目のうち「教育社会学」（三単位）のみ開講され、①大学から教科書・研究手引を送付すること、②受講者は研究手引に示された指針に従って所定の課題を提出すること、③大学教員による課題の添削指導を受けること、④受講者は配付された教材に関して大学教員に適宜質問できること、⑤提出課題の合格者（A・B・C評定）に対して終末考査を実施し、その合格者に対して所定の単位を付与すること、⑥不合格者（D評定）は次期考査を再受検できることとされた。<sup>(84)</sup>

一九五二（昭和二十七年）年度は、第二期講座（八月十一月）において校長必修科目のうち、①「教育評価」（二単位）、②「学校管理」（二単位）、③「教育社会学」（三単位）が開講された<sup>(85)</sup>。ここでは、同様の履修方法と単位付与基準がとられたが、終末考査は筆答試験のみならず論文・報告書によっても評定可能とされ、二科目以下の受講に制限された<sup>(86)</sup>。

一九五五（昭和三十）年度は、第一期講座（五月八月）・第二期講座（七月十月）・第三期講座（十月翌年一月）にわたり校長必修科目のうち、①「教育評価」（二単位）、②「学校管理」（二単位）および「学校教育管理と指導」（二単位）、③「教育社会学」（三単位）が開講された<sup>(87)</sup>。その場合の履修方法として、新たに補助教科書も送付されるようになり、受講者の課題提出期限が一月以内を設定されたものの、不合格者は再提出することも認められた<sup>(88)</sup>。

その後も、校長免許状そのものが廃止されたにもかかわらず、「名古屋大学聴講生教員養成課程認定申請書」によると通信教育部専攻学科として、①「教育評価（精神衛生を含む）」、②「学校教育の指導及び管理（学校衛生を含む）」、③「教育行政学（教育法規、学校財政、学校建築を含む）」、④「教育社会学及社会教育」の開講は継続される見込みであった<sup>(89)</sup>。

## （二）愛知学芸大学における県内小・中学校勤務者のための講座開設

愛知学芸大学では、一九五三（昭和二十八）年度から認定通信教育が開設され、校長必修科目のうち、①「教育評価」（二単位）、②「学校管理」（二単位）、③「教育行政」（三単位）、④「教育社会学」（三単位）が開講された<sup>(90)</sup>。ここでは、当初から「認定通信教育において開設される科目は認定講習を開講しない方針」がとられていた<sup>(91)</sup>。そし

て、一九五四（昭和二十九）年度も、同様の校長必修科目・単位数が開講（各科目定員五〇名）されたものの、各  
郡市における受講者数の配当は廃止され、先着順で自由応募とされた。<sup>(92)</sup>

一九五五（昭和三十）年度は、第一期講座（五―八月）において校長必修科目のうち、①「教育評価」（二単位・  
定員二〇名）、②「学校管理」（二単位・定員二〇名）、③「教育行政」（三単位・定員二〇名）、④「教育社会学」（三  
単位・定員四〇名）が開講され、特に「学校管理」の受講者には複式教育に関する補助教材が配布された。<sup>(93)</sup> その場  
合の履修方法として、①大学から教科書・補助教科書・研究手引を送付すること、②受講者は研究手引に示された  
指針に従って所定の課題を提出すること、③大学教員による課題の添削指導を受けること、④受講者は配付された  
教材に関して大学教員に適宜質問できること、⑤受講者は希望に応じて名古屋分校・岡崎分校・安城分校において  
面接指導を受けること、⑥大学側は随時「通信教育部報」を発行して受講者の研究資料を提供するとともに、「受  
講者の声」等を掲載して両者の意見交流と親睦を図ることとされた。<sup>(94)</sup> さらに、履修単位の修得については、右記の  
提出課題の成績と、八月下旬の終末考査（課題提出が必須）における筆答試験を総合して評定され、不合格者は次  
期考査を再受検できることとされた。<sup>(95)</sup>

その後も、第二期講座（九―十二月）において校長必修科目のうち、①「教育評価」（二単位）、②「学校管理」（二  
単位）、③「教育社会学」（三単位）が開講され、<sup>(96)</sup> 第三期講座（一―四月）においても同様の校長必修科目・単位数  
が開講された。<sup>(97)</sup> このように、愛知県においては、校長免許状が廃止された後も、なお校長必修科目の受講機会が保  
障されていた。

## 八、大学公開講座・教員研究会の開催状況と校長必修科目の学修単位追認

ところで、免許法等の施行直後から、単位付与 (credit) をともなわない現職教育として、文部省の主催により地方ブロックごとに「小学校教員研究会」、「中等教員研究会」が開催され、一週間にわたりCIE係官による講義および実地授業・授業研究会・班別研究・研究発表・余暇活動が行われていた。<sup>(9)</sup> これらは、各学校が直面している課題をもち寄り、同じ関心をもつ参加者が相互に研究討議・調査を進める中で解決策を案出する方法であり、参加者はその成果を各学校において試行し、その際の経過を再び報告して、さらなる課題解決のために共同研究が繰返された。やがて、翌年度になると、愛知県においても独自の教員研究会が開催されるようになり、名古屋市教育館で秋元照夫が指導を担当し、参加者（定員二〇〇名）に対して校長必修科目「教育社会学」二単位分に相当する学修単位が追認された。<sup>(10)</sup>

一九五二（昭和二十七年）年度は、六月十二日から十四日にかけて三谷鉄道職員集会所で「定時制課程教育研究会」が開催され、重松鷹泰と廣岡亮蔵が指導を担当した。ここでは、学校教育課長による挨拶とオリエンテーションの後、講義・班別研究・研究発表が行われ、<sup>(11)</sup> 参加者一〇六名に対して校長必修科目「学校教育の指導及び管理」および「社会学及び社会教育」各一単位分に相当する学修単位がそれぞれ追認された。<sup>(12)</sup>

さらに、十一月十一日から十四日にかけて一五都道府県（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）の教委事務局職員・校長・主事教諭を対象として愛知県立岡崎高等学校で「高等学校定時制課程教育および中学校・高等学校通信教育研究協議会」

が開催され、文部省事務官に加えて名古屋大学の細谷俊夫・古木弘造・仲新・小堀勉が指導を担当した。ここでは、開会式の後、各都府県代表による定時制教育・通信教育に関する実施状況報告・研究発表・質疑応答、文部省事務官の説明・質疑応答、班別研究・協議・発表、レクリエーション、名古屋市内の諸施設見学と定時制高等学校視察が行われ、参加者に対して校長必修科目「学校教育の指導及び管理」および「教育行政学」各一単位分に相当する学修単位がそれぞれ追認された。

そして、九月十六日から十八日にかけて中学校長・高等学校長・指導主事（希望者全員）を対象として愛知県立三谷水産高等学校および三谷町公民館で「中等学校長研究集会」が開催され、重松鷹泰と廣岡亮蔵が指導を担当した。ここでは、開会式および指導部長の挨拶の後、講義・質疑応答、班別研究・研究発表が行われ、参加者一六一名に対して校長必修科目「学校教育の指導及び管理」一単位分に相当する学修単位が追認された。

その他にも、十月二十九日から十一月一日にかけて教委事務局職員・教育研究所員・関係教職員（八〇名）を対象として愛知県教育文化研究所で「東海北陸六県教育調査担当者講習会」が開催され、小野勝次（理学部）および小島豊（行政管理庁統計基準部審査課長）が指導を担当した。ここでは、参加者に対して校長必修科目「教育評価」一単位分に相当する学修単位が追認された。これらの教員研究集会については、愛知県教育長からの依頼により、いずれも名古屋大学公開講座の一環として開催された。

一九五三（昭和二十八）年度は、十一月十六日から十八日にかけて尾張地区の武豊町立武豊小学校（定員一八〇名）で、十九日から二十一日にかけて三河地区の豊川市立牛久保小学校（定員一七〇名）でそれぞれ「愛知県初等教育研究集会」が開催され、近藤貞次と仲新が指導を担当した。ここでは、開会挨拶の後、講義および班別研究・研究発表が行われ、参加者に対して校長必修科目「教育評価」および「学校教育の指導及び管理」各一単位分に相当

する学修単位が追認された<sup>(15)</sup>。なお、班別研究において、学校経営班は「教職員の資質を向上するにはどのように現職教育をよばよいか」が主題として指定された<sup>(16)</sup>。

同様に、九月二十五日から二十六日にかけて、知多郡河和町の時志観音で「高等学校長研究集会」が開催された。ここでは、初日の教育長挨拶と日程説明の後、学校評価および諸振興法に関する解説をもとに班別研究が行われ、翌日は講義および班別研究・研究発表・全体討議が行われた<sup>(15)</sup>。その場合、班別研究において、第一班は「高等学校教育のあり方について」が、第二班は「学校管理の諸問題について」が、第三班は「教育課程について」が、第四班は「生徒指導の諸問題について」が主題として指定された<sup>(16)</sup>。

これらは、所定の基準・手続に従って校長必修科目を受講することで付与される履修単位に対して、各学校の課題に基づく教員研究集会に参加することで追認される学修単位であり、実質的には校長養成制度を補完するものとして機能していた。

## 九、総括

本研究の分析を通して、本稿では以下の点を明らかにしてきた。

戦後初期日本においては仮免許状に五年間の有効期限（一回に限り更新可）が設定されていたことから、全国の現職校長は数年内に所要単位をすべて修得しなければならない状況に置かれていた。とりわけ、個別学校の経営管理活動に責任をもつ現職校長にとって、在職しながら大学の聴講生・研究生として通学することや、現職教育の開

講時期に合わせて出張し、八単位から一五単位以上も修得することは困難であった。

さらに、校長必修科目の主たる単位修得方法として校長講習ならびに認定通信教育が期待されていたものの、開設主体となるはずの都道府県教委についても当該科目を担当し得る講師の人員が大幅に不足していた。このような問題状況に対して、校長必修科目の単位修得機会の確保が求められるようになり、愛知県においては岡崎高等師範学校を包括した名古屋大学と、愛知第一師範学校（男子部・女子部）・愛知第二師範学校・愛知青年師範学校を統合した愛知学芸大学の協力（必要に応じて名古屋工業大学を含む）を得ることとなった。それと同時に、当該科目の単位修得を促進するために、大学公開講座や教員研究集会の参加者に対しても学修単位の追認措置がとられるようになった。

本稿においては、これまで検証されてこなかった養成の共同担当者としての大学側の文書史料をもとに、戦後初期日本における校長養成制度の開設・運用段階に焦点を当て、新制国立大学における校長必修科目の詳細な担当状況を明らかにしてきた。とりわけ、同一都道府県内に複数の教育学部・学芸学部が設置されており、前身となる旧制師範学校の人的条件が比較的整っている場合、それら複数大学の協力により当該科目の単位修得を促進し得ることが明らかになった。すなわち、文部省調査によると愛知県では、一九五〇（昭和二十五）年度の時点における校長免許状取得率は小学校が九八・一パーセント、中学校が八六・四パーセント、高等学校が七七・七パーセントにとどまっていたものの、一九五三（昭和二十八）年度の時点における校長免許状の取得率（一級・二級普通免許状を含む）は小学校が一〇・二パーセント、中学校が九三・七パーセント、高等学校が九一・五パーセントに大幅な改善がみられた。

このように、戦後における社会体制の変革に際して、全国的な学校経営方式の転換を促すために、現職教育を通

じた校長免許状の取得という手段がとられた。そこでは、当初こそ学術的 (academic) な知識の伝達が主を占めていたものの、単位修得にともなう諸種の制約・負担が表出するようになり、資格要件は漸次緩和されていった。やがて、これらは受講者側にとつて実用性 (practical) のある教員研究集会や、単位付与 (credit) をともなわない自主的会合・校内研修・校内研究に代替されていった。結局のところ、一九五四 (昭和二十九) 年の免許法等改正により校長免許状そのものが廃止され、新たに教職経験を重視する校長登用制度が導入されると、近代日本の学校教育において形成されてきた同僚関係に基づく自生的修養が再び台頭することとなった。

したがって、校長必修科目の単位修得を促進するための条件として、複数大学の協力により担当講師の人員不足を解消することが有効な方策となり得ることが示唆された。今後は、これらの現職校長がその後どのように県内各学校において位置づけられていたのか、取得した校長免許状の区分と人事行政および職務遂行状況も合わせて分析することによって、校長職の資質向上と資格要件の関係性について明らかにすることが課題である。

## 付記

本稿は、日本学術振興会・科学研究費補助金のうち基盤研究 (C) 「校長候補者を対象とした現職教育制度における学修単位認定の史的検討」 (研究課題番号：221K02229、二〇二二―二〇二五年度、研究代表者…芥川祐征) の助成による研究成果の一部である。

註

- (1) 大脇康弘「戦後日本における学校経営論の系譜―文献研究を中心として―」大塚学校経営研究会編『学校経営研究』第一号、大塚学校経営研究会、一九七六、一二二―一二三頁。
- (2) 河野和清編『地方分権下における自律的学校経営の構築に関する総合的研究』多賀出版、二〇〇四、四〇―四二頁。
- (3) 広瀬隆雄「学校管理・経営論の展開と課題―一九六〇年代前後の動向を中心として―」東京大学教育学部教育行政学研究室編『東京大学教育学部教育行政学研究室紀要』第五号、東京大学教育学部教育行政学研究室、一九八六、三二頁。
- (4) このことについて、高野桂二は一九四五(昭和二〇)年から一九四八(昭和二三)年までの「民主的解放的な経営論の時期」、一九四九(昭和二四)年から一九五五(昭和三〇)年までの「民主的學校経営論体系化への時期」に区分している(高野桂二『基礎理論』高野桂一著作集『学校経営の科学』第一巻、明治図書、一九八〇、一六五―一六七頁)。一方、中留武昭は一九四五(昭和二〇)年から一九四九(昭和二四)年までの「新学制発足下の学校経営」、一九四九(昭和二四)年から一九五二(昭和二七)年までの「占領解除過渡期にみる機能的見地に立った経営論」、一九五二(昭和二七)年からの一九五五(昭和三〇)年までの「講和『独立』直後における国家主導による条件整備」の時期に区分している(中留武昭『戦後学校経営の軌跡と課題』教育開発研究所、一九八四、三六―四三頁)。
- (5) 衆議院事務局編『第五回国会衆議院会議録』第三〇号、印刷庁、一九四九、六五二頁(国立国会図書館所蔵)。参議院事務局編『第五回国会参議院文部委員会会議録』第一四号、印刷庁、一九四九、四一―六頁(国立国会図書館所蔵)。
- (6) 芥川祐征「教育職員免許法認定講習の創設と運営条件の整備―立法者意思および実施計画の伝達における政府関係に着目して―」岐阜大学教育学部編『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』第七〇巻第二号、岐阜大学教育学部、二〇二二、一六九―一八二頁。
- (7) 芥川祐征「戦後初期日本における校長免許状制度の運用過程―校長講習および単位認定基準の緩和に着目して―」日本教育制度学会編『教育制度学研究』第二八号、東信堂、二〇二二、九三―一〇九頁。

- (8) 佐藤幹男『戦後教育改革期における現職研修の成立過程』「学術叢書」学術出版会、二〇一三。
- (9) 大規模自治体の延付与単位数に占める教育委員会の開講科目割合は、大阪府（二三、一七八人）が八九・七パーセント、兵庫県（二二、二〇六人）が八四・七パーセント、東京都（三五、二七七人）が八二・三パーセント、福岡県（二三、四六二人）が六四・九パーセント、北海道（三〇、八六六人）が六三・九パーセント、愛知県（二二、一九七人）が六〇・四パーセントであった（前掲註6、一七六頁）。
- (10) 「岡崎高等師範学校学則」岡崎高等師範学校教務学生掛「昭和二十三年四月起 諸規則綴」所収（東海国立大学機構大学文書資料室所蔵）。
- (11) 名古屋大学史編集委員会編『名古屋大学五十年史』名古屋大学出版会、通史二、一九九五、一三五頁。
- (12) 同右、部局史一、一九八九、二二五頁。
- (13) 同右、部局史二、二三二頁。当時の名古屋大学（旧制）事務局長であった須川義弘の回想によると、高等学校教諭普通免許状を取得するためには、もともと文学部・理学部の学生が教育学部にも在籍しながら教職課程を履修することが構想されていたが、文学部・理学部がそれぞれ講座の増設を要求したことで実現が困難になり、教育学部は独立の学部として設置されることとなった。
- (14) 同右、通史二、一四二―一四三頁。この時点では、教育学専攻の学生定員四〇名に加えて、八〇名を追加申請することも検討されていた。
- (15) 同右、一四三頁。
- (16) 同右、部局史一、二二五・二三〇頁。一九五一（昭和二十六）年度は教育方法講座・教育心理学講座が増設され、教育方法講座に奈良女子大学から重松鷹泰教授が、文部省から上田薫助教授がそれぞれ着任し、一九五二（昭和二十七）年度は教育史講座・教育課程講座・教科教育法講座・教育社会学講座・教育行政講座・社会教育及図書館学講座・教育心理学第二講座・教育心理学第三講座の八講座が増設され、四月には教育課程講座に広岡亮威助教授が、教育社会学講座に小川太郎助教授が、七月には社会教育講座に古木弘造教授がそれぞれ着任し、一九五三（昭和二十八）年度は教育調査及教育統計講座が増設された（同編、

二三〇・二三四―二三五・二四四―二四五頁)。

(17) 同右、二三三―三四頁。

(18) 同右、通史二、一四三頁。一九四七(昭和二十二)年に設置された岡崎高等師範学校附属中学校は一九四九(昭和二十四)年に名古屋大学岡崎高等師範学校附属中学校として、一九五〇(昭和二十五)年に設置された岡崎高等師範学校附属高等学校は一九五二(昭和二十七)年に名古屋大学岡崎高等師範学校附属高等学校として、それぞれ再編された。

(19) 名古屋大学文書掛「昭和二十九年 名古屋大学一覽」五、所収(東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)。

(20) 名古屋大学「昭和二十五年 名古屋大学一覽」所収(東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)。

(21) 愛知学芸大学「昭和二十七年 愛知学芸大学要覽」愛知学芸大学、一九五二、三一―三二・三八頁(名古屋大学教務課「教職課程に関する書類」所収)・東海国立大学機構大学文書資料室所蔵。なお、教育学教室の内訳は、第一講座が教育原理・教育哲学・比較教育学、第二講座が日本教育史(東洋を含む)・欧米教育史・幼児教育、第三講座が教育社会学・教育行政・社会教育・教育統計法・教育財政・教育法規、第四講座が教育課程・教育方法・図書館学、第五講座が指導(原理および方法)・学校衛生・職業指導で構成された。一方、心理学教室の内訳は、第一講座が学習心理学・精神病理学・社会病理学・臨床心理学・観察・測定・実験・実習・教育心理学・社会心理学、第二講座が発達心理学・性格学・心理学史・異常心理学・理論心理学で構成された。

(22) 「昭和二十五年三月二日 協議会記録」名古屋大学「昭和二十四年―二十五年 協議会記録」所収(東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)。

(23) 愛知県教育長通知「昭和二十五年後期免許法認定講習打合せについて」(学号外・昭和二十五年十二月二十九日)名古屋大学「昭和廿五年度 認定講習関係書類」所収(東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)。

(24) 「認定講習事務打合せ開催について」名古屋大学「昭和二十六年 大学関係書類」所収(東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)。

(25) 愛知県教育長通知「昭和二十七年免許法認定講習打合せについて」(教第二七五号・昭和二十七年五月十三日)名古屋大学教務課「昭和廿七年度 認定講習関係書類」所収(東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)。

(26) 「愛知県教育職員免許法認定講習審議会規則」 同右所収。

(27) 「愛知県教育職員免許法認定講習審議会委員」 同右所収。委員については、名古屋大学からは渡辺実(教務課長)・依田新(教育学部部長)・仲新(教育学部教授)が、愛知学芸大学からは山本隆二(名古屋分校主事)・渡辺平三郎(岡崎分校主事)・福田嘉太郎(補導部長)が、愛知県教委からは渡辺捨雄(教育長)・中根一孝(管理部長)・依田百三郎(指導部長)・平手信之(教職員課長)・栗山卓士(学校教育課長)・八田宏(保健厚生課長)が、愛知県からは村上茂(庶務課長)が、市教委からは丸橋勝利(名古屋市教委学務課長)・林栄(半田市教委指導課長)・野村政光(二宮市教委指導課長)が、現職校長からは小川卓爾(愛知県立旭丘高等学校)・佐藤玄彦(岡崎市立甲山中学校)・大伴英邦(一宮市立神山小学校)・今井柳三(愛知県立名古屋巽学校)・浜島一雄(私立愛知淑徳高等学校)が、現職教諭からは中川剛夫(愛知県立安城高等学校)・早川昌明(名古屋市立菊里高等学校)・安藤正三(名古屋市立秋山中学校)・杉浦三郎(安城市立南中学校)・沢木鉦之亮(名古屋市立東桜小学校)・川島良夫(岡崎市立三島小学校)が委嘱された。

(28) 愛知県教育長通知「昭和二十七年認定講習第二次打合せについて」(教第六一六号・昭和二十七年六月十七日) 同右所収。

(29) 「昭和二十七年 愛知県教育職員免許法認定講習について各大学との打合せ会要項」於 スポーツ会館(二七・七二・三二) 同右所収。

(30) 「第一回免許法認定講習審議会協議題」名古屋大学教務課「昭和二十八年度 認定講習関係綴」所収(東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)。

(31) 愛知県教育長通知「昭和二十八年度免許法認定講習講師決定についての打合せ」(教職第六三三号・昭和二十八年六月十一日) 同右所収。

(32) 「愛知県教育職員免許法認定講習審議会委員」 同右所収。委員については、名古屋大学からは渡辺実(教務課長)・依田新(教育学部部長)・仲新(教育学部教授)が、名古屋工業大学からは石井猪熊(◎教務課長)が、愛知学芸大学からは山本隆二(名古屋分校主事)・渡辺平三郎(岡崎分校主事)・福田嘉太郎(補導部長)・竹島清治(◎教務課長)が、愛知県教委からは渡辺捨雄(教育長)・中根一孝(管理部長)・依田百三郎(指導部長)・平手信之(教職員課長)・栗山卓士(学校教育課長)・八田宏(保健厚

生課長)が、愛知県からは鈴木慶太郎(◎総務部長)・早川甚三(◎学事課長)が、市教委からは森義昭(◎名古屋市教委学務課長)・坂口一(◎豊橋市教委学校教育課長)・野村政光(二宮市教委学校教育課長)が、現職校長からは永屋省三(◎愛知県立豊橋東高等学校)・佐藤玄彦(岡崎市立甲山中学校)・大伴英邦(一宮市立神山小学校)・今井柳三(愛知県立名古屋聾学校)・浜島一雄(私立愛知淑徳高等学校)が、現職教諭からは小島円俊(◎愛知県立工業高等学校)・早川昌明(名古屋市立菊里高等学校)・川島良夫(岡崎市立三島小学校)・中垣二郎(◎守山町立守山小学校)・中野芳男(◎名古屋市立宮中学校)・亀井京一(◎布袋町立布袋中学校)が委嘱された(職位の◎は新任)。

(33) 愛知県教育長通知「昭和二十九年年度免許法認定講習講師決定について」(教職第一二二六一号・昭和二十九年六月九日)名古屋大学教務課「昭和二十九年年度 認定講習関係」所収(東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)。

(34) 「愛知県教育職員免許法認定講習審議会委員」(昭和二十九年年度と筆記あり)名古屋大学教務課「昭和三十年年度 認定講習関係」所収(東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)。委員については、名古屋大学からは依田新(教育学部長)・渡辺実(教務課長)・仲新(教育学部教授)が、名古屋工業大学からは石井猪熊(教務課長)が、愛知学芸大学からは福田嘉太郎(補導部長)・竹島清治(教務課長)・山本隆一(名古屋分校主事)・渡辺平三郎(岡崎分校主事)が、愛知県教委からは渡辺捨雄(教育長)らが、愛知県からは鈴木慶太郎(総務部長)・早川甚三(学事課長)が、市教委からは森義昭(名古屋市教委学務課長)・坂口一(豊橋市教委学校教育課長)・野村政光(二宮市教委学校教育課長)が、現職校長からは永屋省三(愛知県立豊橋東高等学校)・今井柳三(愛知県立名古屋聾学校)・佐藤玄彦(岡崎市立甲山中学校)・大伴英邦(一宮市立神山小学校)・浜島一雄(私立愛知淑徳高等学校)・大河内四郎(◎私立希望幼稚園長)が、現職教諭からは早川昌明(名古屋市立菊里高等学校)・長田元芳(◎愛知県立蒲郡高等学校)・小野次市(◎岡崎市立美合小学校)・杉藤文男(◎名古屋市立稲葉地小学校)・石田玉枝(◎名古屋市立振甫中学校)・鈴木敏雄(◎豊橋市立青陵中学校)が委嘱された(職位の◎は新任)。

(35) 「昭和三十年年度第一回免許法認定講習会審議会議案」(昭和三十年五月二十四日 愛知県庁内に於いてと筆記あり) 同右所収。  
(36) 愛知県教育長職務代理(指導部長兼管理部長)通知「昭和三十年年度免許法認定講習会について」(教職第一二二三〇号・昭和三十年六月九日) 同右所収。

(37) 愛知県教育長職務代理（指導部長兼管理部長）通知「教育職員免許法認定講習会打合せについて」（教職第一二三〇号・昭和三十年六月二十四日）愛知県教育委員会編『愛知県教育委員会教育公報』第一一四号（昭和三十年六月二十四日発行）、愛知県教育委員会、一九五五、四六八頁（愛知県図書館所蔵）。

(38) 「愛知県教育職員免許法認定講習審議会役員」前掲註34所収。委員については、名古屋大学からは重松鷹泰（◎教育学部長）、仲新（教育学部教授）・渡辺実（教務課長）が、名古屋工業大学からは石井猪熊（教務課長）が、愛知学芸大学からは福田嘉太郎（教務補導部長）・山本隆一（名古屋分校主事）・渡辺平三郎（岡崎分校主事）・竹島清治（教務課長）が、愛知県教委からは依田百三郎（教育長職務代理・管理部長兼指導部長）・飛田七蔵（◎教職員課長）・栗山卓士（学校教育課長）・八田宏（保健厚生課長）が、愛知県からは鈴木慶太郎（総務部長）・早川甚三（学事課長）が、市教委からは森義昭（名古屋市教委学務課長）・坂口一（豊橋市教委学校教育課長）・野村政光（二宮市教委学校教育課長）・桑子好次（◎岡崎市教育長）が、現職校長からは永屋省三（愛知県立豊橋東高等学校）・今井柳三（愛知県立名古屋聾学校）・佐藤玄彦（岡崎市立甲山中学校）・大伴英邦（一宮市立神山小学校）・浜島一雄（私立愛知淑徳高等学校）・国府田英以知（◎私立旭幼稚園長）が、現職教諭からは長田元芳（愛知県立蒲郡高等学校）・伊藤隆（◎名古屋市立向陽高等学校）・石田王枝（名古屋市立振甫中学校）・萩野忠八（◎蒲郡市立蒲郡中学校）・杉藤文男（名古屋市立稲葉地小学校）・井上博（春日井市立小野小学校）が委嘱された（職位の◎は新任）。

(39) 愛知県教育長通知「昭和三十年度免許法認定講習会反省会開催について」（教職第一五〇八号・昭和三十年八月二十七日）前掲註34所収。

(40) 愛知県教育長通知「免許法認定講習会単位認定に関する会議について」（教職第二五〇六号・昭和三十年九月二日）前掲註37、第二二四号（昭和三十年九月二日発行）、愛知県教育委員会、一九五五、五五八頁（愛知県図書館所蔵）。

(41) 愛知県教育長職務代理者（指導部長兼管理部長）通知「教育職員免許法事務担当者会議開催について」（教職第二八四号・昭和三十年四月十五日）前掲註37、第一〇四号（昭和三十年四月十五日発行）、愛知県教育委員会、一九五五、三七八頁（愛知県図書館所蔵）。

(42) 愛知県教育長通知「教育職員免許法主任者会議開催について」（教職第三九〇号・昭和二十八年五月二日）前掲註37、第四号（昭

- 和二十八年五月一日発行)、愛知県教育委員会、一九五三、三二頁(愛知県図書館所蔵)。
- (43) 愛知県教育長通知「免許事務連絡協議会開催について」(教職第九三二号・昭和二十八年九月二十五日) 前掲註37、第二五号(昭和二十八年九月二十五日発行)、愛知県教育委員会、一九五三、一九三頁(愛知県図書館所蔵)。
- (44) 愛知県教育長通知「教員免許事務主任者会議開催について」(教職第一五二二号・昭和二十九年四月二日) 前掲註37、第五二号(昭和二十九年四月二日発行)、愛知県教育委員会、一九五四、一頁(愛知県図書館所蔵)。
- (45) 愛知県教育長通知「改正免許法並びに認定講習説明会実施について」(教職第一二二〇号・昭和二十九年六月四日) 前掲註37、第六〇号(昭和二十九年六月四日発行)、愛知県教育委員会、一九五四、五七―五八頁(愛知県図書館所蔵)。
- (46) 愛知県教育長通知「教育職員免許法施行規則等の説明会開催について」(教職第一七五〇号・昭和二十九年十一月十九日) 前掲註37、第八四号(昭和二十九年十一月十九日発行)、愛知県教育委員会、一九五四、二二九頁(愛知県図書館所蔵)。
- (47) 愛知県教育長通知「教育職員免許法の更新検定について」(教職第二四三二号・昭和二十九年八月六日) 前掲註37、第六九号(昭和二十九年八月六日発行)、愛知県教育委員会、一九五四、一四五頁(愛知県図書館所蔵)。
- (48) 愛知県教育長通知「教育職員免許法の改正にともなう事務処理の問題について」(教職第一七八号・昭和二十九年十一月十二日) 前掲註37、第八三号(昭和二十九年十一月十二日発行)、愛知県教育委員会、一九五四、二二二頁(愛知県図書館所蔵)。
- (49) 愛知県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行細則」(規則第三号) 愛知県教育委員会事務局編『愛知県学校関係法令集』帝国地方行政学会、一九四九、八六一―一七頁(春日井市図書館所蔵)。愛知県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則」(県規則第一八号) 同編、一一八―一二六(一一五)頁。
- (50) 愛知県教育長通知「教育職員免許法施行細則並びにこれに関する取扱い内規等の説明会開催について」(教職第三〇号・昭和三十年一月二十八日) 前掲註37、第九三号(昭和三十年一月二十八日発行)、愛知県教育委員会、一九五五、二九七頁(愛知県図書館所蔵)。
- (51) 免許法等の立案段階から、同法等の施行以前の履歴について所要科目に相当する学修単位として追認するように要望が相次いでいた。そこで、一九四九(昭和二十四)年十一月一日に施行された施行法施行規則(文部省令第三九号)の附則三においては、

大学（旧制大学・専門学校・教員養成諸学校を含む）に一カ月以上在学した正規学生・研究生・聴講生等に対して、履修単位の付与基準（免許法施行規則第三章）に則って追認されることとなった。一方、一九五一（昭和二十六）年七月三日に改正された免許法施行規則（文部省令第一四号）の附則二においては、免許法等の施行後であっても、大学（旧制大学・専門学校・教員養成諸学校を含む）に一カ月以上在学した正規学生・研究生・聴講生等に対して、履修単位の付与基準に則って追認されることとなった。その場合、旧教員免許状所有者のうち新教育職員免許状のみなし所有者（いわゆる「施行法第一条適用者」）または旧制学校卒業者等のうち新教育職員免許状の授与資格者（いわゆる「施行法第二条適用者」）のうち、一定の基礎資格を満たした者が対象とされた。

(52) 「名古屋大学通則（新制）」（昭和二十六年四月一日改正）名古屋大学文書掛「昭和二十六年度 名古屋大学一覽 二」所収（東海国立大学機構大学文書資料室所蔵）。

(53) 「名古屋大学教育学部規程」（昭和二十五年十一月一日制定）同右所収。

(54) 「聴講生の教育職員免許法施行規則の単位修得認定に関する内規（案）」前掲註10所収。

(55) 「名古屋大学教育学部「昭和二十七年 講義題目表」名古屋大学「昭和二十七年 要書綴（一般）其ノ二」所収（東海国立大学機構大学文書資料室所蔵）。

(56) 「名古屋大学教育学部・同大学院教育学研究科「昭和三十年 学生便覧」名古屋大学教育学部・同大学院教育学研究科、一九五五、二八―三二頁（同右所収）。

(57) 「名古屋大学通則（新制）」（昭和二十八年四月十七日改正）名古屋大学文書掛「昭和二十八年 名古屋大学一覽 四」所収（東海国立大学機構大学文書資料室所蔵）。

(58) 「名古屋大学教育学部規程」（昭和二十八年四月一日改正）同右所収。

(59) 「教育職員免許法施行規則の単位修得認定に関する研究生内規」前掲註10所収。

(60) 「昭和二十五年度名古屋大学派遣生名簿」名古屋大学「昭和二十六年度以降 教科研究派遣生関係」所収（東海国立大学機構大学文書資料室所蔵）。ここでは、細谷俊夫のもとで佐藤卓一（師勝村立師勝小学校教諭）が「社会科のカリキュラム構成とその運営」

を、池田清一（碧南市立新川小学校教諭）が「社会科の基礎としての教育社会学の研究」を、神藤哲夫のもとで小林啓生（豊橋市立豊城中学校教諭）が「数理統計とその教育的応用について」をそれぞれ研究した。

(61) 「昭和二十五年第二次名古屋大学派遣生名簿」同右所収。ここでは、細谷俊夫のもとで松井貞雄（本宿村立本宿小学校教諭）が「社会調査について」を、大池誠一（愛知県立小牧高等学校古知野分校教諭）が「定時制高校における教育課程について」を、後藤保民（愛知県立愛知工業高等学校教諭）が「教育心理学殊に教育評価測定法について」をそれぞれ研究した。

(62) 「昭和二十六年名古屋大学派遣生名簿」同右所収。ここでは、関口愷夫のもとで小川光夫（一宮市立中部中学校教諭）が「教育評価における統計的整備法」を、細谷俊夫のもとで山本一巳（幡豆町立幡豆中学校教諭）が「教育課程の研究」を、権田和夫（愛知県立名古屋西高等学校）が「定時制教育と社会教育との関係」をそれぞれ研究した。

(63) 「昭和二十七年度教科研究派遣生修了者名簿」名古屋大学「教科研究派遣生関係書類綴」所収（東海国立大学機構大学文書資料室所蔵）。ここでは、小川太郎のもとで岡崎延市（一宮市立大志小学校教諭）が「教育社会学」を、細谷俊夫のもとで小川勇夫（山田村立山田小学校教諭）が「社会科学学習における態度評価の諸問題」を、小島三彦（愛知県立岡崎北高等学校教諭）が「定時制教育における社会的障害の実証的研究」を、成田秋一郎（福岡町立福岡小学校教諭）が「地域社会と児童、勉強、手伝、小遣について」を、大西誠一郎のもとで松井登美子（山中村立山中小学校教諭）が「作文面に現われた心理発達」をそれぞれ研究した。

(64) 「昭和二十七年度教科研究派遣生受入れ方依頼について」（教務第五一五号）昭和二十七年九月十六日）前掲註60所収。ここでは、細谷俊夫のもとで榎原喜作（半田市立亀崎小学校教諭）が「新日本建設と教育」を研究した。

(65) 「昭和二十七年教科研究派遣生研究発表開催のことについて」（教学第一一〇号）昭和二十八年二月三日）前掲註63所収。例えば、一九五二（昭和二十七年）年度は、二月十七日に各自五分で概要を発表し、その後の指導懇談会において意見交換を行った。

(66) 「教職課程委員会議事要録」（昭和三十年五月三十一日）前掲註54所収。

(67) 前掲註63所収。ここで、「教育評価」については、中根仙吉（医学部長回答）「昭和二十六年度教科研究派遣生修了者単位判定方依頼のことについて」医発第九一〇号（昭和二十八年二月二十五日）・小川光夫（教養部長回答）「昭和二十六年度教科研究派遣生修了者単位判定について」教養第一五一〇号（昭和二十八年三月十一日）・松井登美子（学生部長回答）「昭和二十七年教科研究派遣生修了者単位判定について」教養第一五一〇号（昭和二十八年三月十一日）・松井登美子（学生部長回答）「昭和二十七年教科研究派遣生修了者単位判定について」教養第一五一〇号（昭和二十八年三月十一日）

研究派遣生修了者単位交付依頼について」教務第一二七号…昭和二十八年七月六日）が各二単位を修得した。また、「教育社会学及び社会教育」については、岡崎延一・成田秋一郎・小島三彦が各二単位を修得した（学生部長回答「昭和二十七年大学教科研究派遣生修了者単位交付依頼について」教務第一二七号…昭和二十八年七月六日）。

(68) 愛知県教育長通知「免許法施行法施行規則附則二、四の講習並びに単位表」（学第七六八号・昭和二十五年七月七日）前掲註23所収。

(69) 「高校教員認定講習計画案（昭和二十五）」同右所収。ここでは、平日に開講して一週間で一単位を修得できる「全日制」と、土・日曜日に開講して二週間で一単位を修得できる「定時制」に分けられ、講義と研究討議を一時間ごとに繰返し、夜間に予・復習を行うことが想定されていた。その場合、終末考査は全開講時間の八〇パーセント以上を受講した者が、終末考査（筆答試験・報告書・論文等）によって評定され、一単位ごとに担当講師一名が評点を認定委員会に提出し、そこでの議決を経て学長が認定することとされていた。ただし、この時点では評点Aのみが学士号授与のための正規単位として認められ、評点B・Cは認定講習における履修単位として使用され、評点Dは不合格として想定されていた。しかし、その後の内規では、評点の流用方法に關する記述は削除された（「教員免許法認定講習内規 二五・七・十」同所収）。

(70) 愛知県教育委員会事務局調査統計課編『愛知県教育要覧 昭和二十六年度』愛知県教育委員会、一九五二、一八頁（国立国会図書館デジタルコレクション）。

(71) 東洋政経通信社編集室編『愛知県教育総覧』東洋政経通信社、一九五五、一五頁（名古屋市鶴舞中央図書館所蔵）。

(72) 名古屋大学長「昭和二十七年年度愛知県教育職員免許法認定講習に関する証明書」（教務第二七八号…昭和二十七年五月三十日）前掲註25所収。

(73) 同編『愛知県教育要覧 昭和二十七年年度』一九五三、一四頁（国立国会図書館デジタルコレクション）。

(74) 愛知県教育委員会「校長講習受講の手引」同右所収。なお、七月十九日から二十五日までが申込期間として設定され、評定は四日目の午後一実施された。

(75) 名古屋大学長「昭和二十八年年度愛知県教育職員免許法認定講習に関する証明書」（教務第四五二二号…昭和二十八年六月一日）前

掲註30所収。

(76) 愛知県教育長通知「昭和二十八年年度愛知県教育職員免許法認定講習会開催について」(教職第七二〇号・昭和二十八年七月十一日)前掲註37、号外(昭和二十八年七月十一日発行)、愛知県教育委員会、一九五三、一三三頁(愛知県図書館所蔵)。なお、受講者の内定は市・出張所・学校<sup>2</sup>に行い、原則として勤務校の所在する地区の会場において開講される科目を受講することとされた。

(77) 愛知県教育委員会「昭和二十九年年度免許法認定講習開設方針」前掲註33所収。

(78) 名古屋大学長「昭和二十九年年度愛知県教育職員免許法認定講習に関する証明書」(教務第四六二号・昭和二十九年七月二日)同右所収。

(79) 愛知県教育長・愛知県総務部長通知「昭和二十九年年度教育職員免許法認定講習会開催について」(教職第一三六四号・昭和二十九年七月九日)前掲註37、号外(昭和二十九年七月九日発行)、愛知県教育委員会、一九五四、九九頁(愛知県図書館所蔵)。その場合、受講者は勤務校所在地(名古屋地区・西枇杷地区・江南地区・稲沢地区・一宮地区・蟹江地区・瀬戸地区・春日井地区・横須賀地区・武豊地区・刈谷地区・岡崎地区・安城地区・拳母地区・足助地区・西尾地区・豊橋地区・田原地区・新城地区・田口地区)の開講科目のみ認められ、七月十二日から十七日にかけて二〇〇会場のうち希望する市教委・出張所に受講者名簿と受講票を提出することとされた。

(80) 愛知県教育長職務代理者(指導部長兼管理部長)通知「昭和三十年年度免許法認定講習会受講申込みについて」(教職第一〇五五号・昭和三十年五月三十日)前掲註37、号外(昭和三十年五月三十日発行)、愛知県教育委員会、一九五五、四二七―四三二頁(愛知県図書館所蔵)。

(81) 愛知県教育長・愛知県総務部長通知「昭和三十年年度教育職員免許法認定講習会について」(教職第一〇五五号・昭和三十年七月十二日)前掲註37、号外(昭和三十年七月十二日発行)、愛知県教育委員会、一九五五、四九五―四九六頁(愛知県図書館所蔵)。なお、七月二十七日から八月三日までが申込期間として設定された。

(82) 設置認可申請時において、名古屋大学では公開講座のみ夏期に開催される計画であり、もともと「通信教育は当分これを行は

ない」とされていた(名古屋大学「S二二三 大学設置認可申請書」東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)。

(83) 文部省大学術局長通知「教職員通信教育講座の開設について」(昭和二十五年八月十五日・文大教第五八六号) 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第二五巻、大日本雄弁会講談社、一九五八、二一六―二二〇頁所収。

(84) 「教職員通信教育講座開設案内」岡崎高等師範学校「昭和二十四年度起 学科課程免許状単位関係綴」所収(東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)。なお、一期間の受講は二科目以下に制限され、受講者は受講料(各科目五〇円)と教育諸費(各科目一単位当たり九〇円)を納めなければならなかった。

(85) 「名古屋大学教職員通信教育講座受講案内(昭和二十七年年度第二期)」名古屋大学「第一号 教育職員免許法に関する綴」所収(東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)。なお、七月三十一日までが申込期間として設定され、受講者は受講料(各科目五〇円)と教育諸費(各科目一単位当たり九〇円)を納めなければならなかった。

(86) 同右。

(87) 愛知県教育長職務代理者(指導部長兼管理部長)通知「昭和三十年度名古屋大学通信教育講座について」(教職第六〇四号・昭和三十年四月三十日) 前掲註37、第二〇六号(昭和三十年四月三十日発行)、愛知県教育委員会、一九五五、三九五頁(愛知県図書館所蔵)。なお、受講者は受講料(各科目五〇円)と、教科書・研究手引・補助教材等の代金および指導・運営に要する経費として教育諸費(各科目一単位当たり二一〇円)を納めなければならなかった。

(88) 同右、三九六頁。終末考査の会場として、富山県は富山市が、石川県は金沢市が、福井県は福井市が、長野県は長野市・飯田市が、岐阜県は高山市が、静岡県・山梨県は富士市が、愛知県は名古屋市中・豊橋市が、三重県は松阪市がそれぞれ指定され、受講者は申込の段階で選択することとされた。

(89) 「名古屋大学聴講生教員養成課程認定申請書」(文部省告示第五八号・昭和三十年五月十八日と筆記あり) 名古屋大学「昭和二十九年年度 教職履修関係要書綴」所収(東海国立大学機構大学文書資料室所蔵)。

(90) 愛知県教育長通知「昭和二十八年年度第二期愛知学芸大学免許法認定通信教育について」(教職第六三四号・昭和二十八年六月十九日) 前掲註37、第二一号(昭和二十八年六月十九日発行)、愛知県教育委員会、一九五三、八七―八八頁(愛知県図書館所蔵)。

ここで、第二期の募集要項において開講科目は「本年度第一期と同じく二一科目」とされたことから、第一期も同様の科目・単位数が設定されていたものと推定される。なお、六月二十五日から七月十日までが申込期間として設定され、受講者は受講料（各科目五〇円）と教育諸費（各科目一単位当たり一一〇円）を納めなければならなかった。

(91) 同右、八七頁。また、第三期からは会場の調整を図るために、再び郡市ごとに受講者が配当されることとなった（愛知県教育長通知「愛知学芸大学通信教育講座について」（教職第一〇二九号・昭和二十八年十月三十日）同編、第三〇号（昭和二十八年十月三十日発行）、一九五三・二二四頁・愛知県図書館所蔵）。

(92) 愛知県教育長通知「昭和二十八年度第二期愛知学芸大学免許法認定通信教育について」（教職第一三九九号・昭和二十九年七月二十三日）前掲註37、第六七号（昭和二十九年七月二十三日発行）、愛知県教育委員会、一九五四、一三〇頁（愛知県図書館所蔵）。なお、七月二十八日から八月十日までが申込期間として設定された。

(93) 愛知県教育長職務代理者（指導部長兼管理部長）通知「昭和三十年度教育職員免許法認定通信教育講座について」（教職第一三九号・昭和三十年四月一日）前掲註37、第一〇二号（昭和三十年四月一日発行）、愛知県教育委員会、一九五五、三五三頁（愛知県図書館所蔵）。なお、三月二十六日から四月一日までが申込期間として設定され、受講者は受講料（各科目五〇円）と教育諸費（各科目一単位当たり一一〇円）を納めなければならなかった。

(94) 同右、三五四頁。

(95) 同右、三五四頁。

(96) 愛知県教育長通知「学芸大学単位修得試験並びに通信教育について」（教職第一四二二号・昭和三十年七月二十九日）前掲註37、第一一九号（昭和三十年七月二十九日発行）、愛知県教育委員会、一九五五、五二四―五二五頁（愛知県図書館所蔵）。なお、八月一日から二十五日までが申込期間として設定され、受講者は受講料（各科目五〇円）と教育諸費（各科目一単位当たり一一〇円）を納めなければならなかった。

(97) 愛知県教育委員会広報「愛知学芸大学教職員通信教育講座募集要項（昭和三十年度第三期）」前掲註37、第一三三三号（昭和三十年十一月四日発行）、愛知県教育委員会、一九五五、六三六―六三七頁（愛知県図書館所蔵）。なお、十一月一日から二十日まで

が申込期間として設定され、受講者は受講料（各科目五〇円）と教育諸費（各科目一単位当たり一一〇円）を納めなければならなかった。

(98) 「昭和二十七年教育研究会について」名古屋大学教務課「昭和二十六年十一月以降昭和二十八年十二月まで 公開講座関係書類（附 教育研究会）所収（東海国立大学機構大学文書資料室所蔵）。ここで、地方ブロックごとに開催されていた教員研究会も、一九五二（昭和二十七年）年度は「小学校・幼稚園教員研究会」で中国・四国地方が、「中等教育研究会」で北海道・東北地区が統合されて全国七地区に再編された。このうち、前者については石川県を会場として、後者については長野県を会場として、七県（富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県）に勤務する現職者を対象として開催された。

(99) 文部省学校教育局長通知（都道府県教育委員会宛）「小学校教員研究会開催について」（発学第三四七号・昭和二十四年五月三十日）近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第二五巻、大日本雄弁会講談社、一九五八、一七八―一八〇頁所収。文部省初等中等教育局長・大学学術局長通知（教員養成学部を有する大学長宛）「昭和二十五年中等教育研究会実施計画」（文初中三五号・昭和二十五年二月二日）同、一九一頁所収。

(100) 「名古屋大学公開講座」前掲註23所収。ここでは、各科目とも講義一五時間、研究討議一〇時間、予・復習一〇時間で構成され、受講料は名古屋市教委が負担した。

(101) 「定時制課程教育研究会実施要項」前掲註98所収。ここで、研究部会については、①定時制課程の教育計画をたてるための基礎調査、②定時制課程における農業科教育の計画と指導、③定時制課程における家庭科教育の計画と指導、④定時制課程の特質に応ずる学習指導の改善（夜間授業）、⑤定時制課程の特質に応ずる生徒指導の教科（夜間授業）、⑥定時制分校の設備基準が主題として指定された。

(102) 「高等学校教育研究会並びに定時制課程教育研究会参加者単位認定について」（教育第一七一号・昭和二十七年七月二十六日）同右所収。

(103) 「昭和二十七年高等学校定時制課程教育および中学校・高等学校通信教育研究協議会（愛知県会場）実施要項」同右所収。

(104) 同右。ここで、研究部会については、①通常の課程に併設された定時制課程の諸問題とその解決策、②短期修了を目的とする

者に対する対策とその教育課程の編成、③農山村の分校運営上の諸問題とその解決策、④定時制課程の特殊性に即した生活指導上の諸問題とその解決策、⑤定時制課程の特殊性に即した学習指導上の諸問題とその解決策、⑥定時制課程の特殊性に即した農業科の学習指導計画と方法、⑦定時制課程の特殊性に即した家庭科の学習指導計画と方法、⑧通信教育における管理運営上の諸問題とその解決策、⑨通信教育における学習指導上の諸問題とその解決策が主題として指定された。

(105) 名古屋大学教育学部長回答「高等学校定時制課程教育及び中学校・高等学校通信教育研究協議会参加者単位認定について」(教育第三二二二号・昭和二十七年十二月四日) 同右所収。

(106) 「中等学校長研究会実施要項」 同右所収。

(107) 同右。ここで、研究部会については、①校長職、②教職員の管理、③施設の管理、④事務の管理が主題として指定された。

(108) 愛知県教育長通知「中等学校長研究会開催について」(学第一六五号・昭和二十七年七月二十二日) 同右所収。

(109) 「東海北陸六県教育調査統計担当者講習会実施要項」 同右所収。

(110) 愛知県教育長通知「東海北陸六県教育調査担当者講習会実施について」(調第四二二号・昭和二十七年十月十八日) 同右所収。

(111) なお、同年度は十月二十日から二十五日にかけて名古屋市立幡下小学校で「東海北陸地区特殊教育研究会」(文部省・名古屋大学・愛知県教委・名古屋市教委共催)が開催され、その参加者に対しても校長必修科目「学校教育の指導及び管理」(八六名)および「教育社会学及び社会教育」(二二名)に相当する学修単位がそれぞれ追認された(名古屋大学教育学部長回答「東海北陸地区特殊教育研究会参加者に対する単位認定について」(教育第二六五号・昭和二十七年十一月十二日) 同右所収)。ここでは、小川太郎および堀要・小嶋克・山本馨・水野宏(医学部)が指導を担当し、研究部会については、①経営と管理、②地域社会との関連、③盲児童生徒の指導の改善、④聾児童生徒の指導の改善、⑤精神遅滞児童生徒の指導の改善、⑥身体虚弱児童生徒の指導の改善、⑦性格異常児童生徒の指導の改善、⑧職業指導が主題として指定された(昭和二十七年 東海北陸地区特殊教育研究会実施要項) 八一―一二頁・同右所収)。

(112) 「昭和二十八年度愛知県初等教育研究会実施要項」 前掲註98所収。なお、受講者については各教委事務局出張所・各市教委から職位別(指導主事・校長・教頭・教諭・養護教諭)に推薦された者であり、選考の際には文部省の主催による教員研究会の



大学アーカイブズの展示活動とその諸問題（続）

——名古屋大学を事例に——

堀田 慎一郎

はじめに

一 アーカイブズにおける展示活動―公文書管理法と職務基準書をふまえて―

二 大学アーカイブズにおける展示活動―対象者に着目して―

三 大学文書資料室における展示活動

(一) 二〇〇二～二〇〇八年度の展示活動

(二) 二〇〇九～二〇一三年度の展示活動

(三) 二〇一四～二〇一九年度の展示活動

(四) 二〇二〇～二〇二五年度の展示活動

おわりに

## はじめに

筆者は一七年前、大学アーカイブズの展示活動についての論稿を発表した（以下、本稿では「前稿」という<sup>①</sup>）。この前稿は、二〇〇八年度に名古屋大学文学書資料室（現在は東海国立大学機構大学文学書資料室、以下、本稿では前身組織を含めて「本室」という）が開催した旧制第八高等学校（名古屋大学旧教養部の前身）の歴史に関する企画展を具体的事例として紹介しつつ、大学アーカイブズにおける展示活動のあり方についての諸論点を整理し、若干の考察を進めたものであった。その際には、展示活動だけではなく、大学アーカイブズが所蔵資料を使って行うアウトプットの活動のあり方についても論及した。

前稿の時期は、大学アーカイブズの設置が本格化して日が浅く、その展示活動についても、事例紹介が蓄積されつつあったものの、その理念的検討は今後の課題という状況であった。ただ前稿発表後も、大学アーカイブズの展示活動に特化して論じたものは多いとは言えない。

その例として、加藤論の研究がある<sup>②</sup>。この研究は、一九六三年から二〇〇〇年にかけての東北大学記念資料室（現在の東北大学史料館）の展示活動やその背後にある考え方の変遷を詳細に明らかにした。また、出口智佳子の論稿は、西南学院史資料センターの展示活動を事例としたものだが、その紙幅の半分余りを割いて日本のアーカイブズや大学アーカイブズについて論じ、大学アーカイブズについては、国公立大学と私立大学は収集・管理する資料の違いを反映して展示内容も異なる傾向にあるとした<sup>③</sup>。小枝弘和は、長年にわたる同志社大学のアーカイブズによる展示活動を詳細に論じている<sup>④</sup>。そのほか、展示活動だけを論じたものではないが、清水善仁の論稿も注目される<sup>⑤</sup>。この

論稿では、アメリカの大学アーカイブズの動向を参考にしつつ、アーカイブズの存在を知らない人や社会に対して、利用の促進や有用性を普及するために、アーカイブズ側が主体的に外部に向けて行う普及活動をアウトリーチ活動と定義し、展示活動をその一環として位置づけた。

また、大学アーカイブズ以外のアーカイブズについては、地方自治体を中心に、文書館による展示活動の事例やそれをふまえた展示活動論がその後も数多く積み上げられている<sup>6)</sup>。ただ、ここで逐一は言及せず、本文の中で必要に応じて取り上げる。

本稿は、これらをふまえつつ、大学アーカイブズを中心にアーカイブズの展示活動のあり方について論じるとともに、これまでの本室における全ての展示を対象として、そのあり方の変遷についても論述するものである。それにあたっては、前稿を読まなくても理解できるよう、前稿の要旨をかなりの紙幅を割いて説明したうえで論じるようにした。

なお、本稿における筆者の見解は、あくまでも個人的なものであり、本室の公式見解ではないことをこたわつておく。また、本稿では「アーカイブズ」を文書館の意味で用い、文書館が所蔵する記録史料を指す言葉としては使わないことを原則とする。

## 一 アーカイブズにおける展示活動―公文書管理法と職務基準書をふまえて―

まず前稿では、当時の日本におけるアーカイブズの業務において、展示活動は当該アーカイブズを設置した組織

体（以下、本稿ではこれを「親機関」という）の外部に対するサービス機能の一つとして理解されており、アーカイブズの一般的な活動として認知されているとした。これは現在でも同様であり、アーカイブズにおける展示活動の重要性への認識は、当時よりも現在の方が高い印象すらある。これは、一つには各アーカイブズにおける展示活動の実績がさらに積み上げられた結果であろう。

そして制度的には、二〇〇九年に制定され二〇一一年に施行された「公文書等の管理に関する法律」（以下、本稿では「公文書管理法」という）において、同法に基づいて内閣総理大臣が指定する「国立公文書館等」に展示活動が事実上義務づけられたことも大きい。即ち同法では、その第二十三条において、「国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等〔中略〕について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。」と定められた。

さらに、二〇一八年に国立公文書館が定めた「アーキビストの職務基準書」（以下、本稿では「職務基準書」という）においても、日本におけるアーカイブズ機関（公文書館及びそれに類する機関）等のアーキビストが職務上必要となる知識・技能の一つとして、「展示の企画・運営」が挙げられた。ここでは、展示活動は「所蔵資料の新たな価値を見出し、さらなる利用の促進を図るため、所蔵資料を中心とする展示を行う。また、展示を通して公文書等の保存及びアーカイブズ機関の重要性について普及を図る。」ものとされた。

さらに前稿では、展示活動はアーカイブズ機能の絶対条件ではないとも述べた。つまり親機関外部に対するサービスとして、利用者の能動的な希望より所蔵資料を閲覧させる機能は、アーカイブズに必須のものであるのに対し、展示活動はそうではなく、アーカイブズにとって展示活動は十分条件ではあっても必要条件ではないとした。「本来、アーカイブズの存在が社会に広く認知され、その機能が定着しているのであれば、展示などの普及活動は最小限度

でよい(あるいは不要)とすら言いうる。」とも述べた。

公文書管理法第二十三条は、国立公文書館等にとどまらず、地方自治体のアーカイブズの展示活動にも影響を与えている。例えば沖縄県公文書館では、同館の設置及び管理を定めた条例(一九九五年制定)における業務規定において展示業務を明示しているが、これを公文書管理法第二十三条の趣旨に呼応するものと位置づけた<sup>7)</sup>。また香川県では、公文書管理法施行後まもなくの二〇一三年に公文書管理条例(「香川県公文書等の管理に関する条例」)を制定したが、その二十七条には公文書管理法第二十三条と全く同じ条文がうたわれ、香川県立文書館もこれを受けて展示活動をおこなっている<sup>8)</sup>。

ただ私見では、公文書管理法はやや展示活動を重視しすぎていると考えている。確かに第二十三条には「展示その他の方法」とあり、展示以外の方法も排除していない。しかし、国立公文書館等が内閣総理大臣への毎年度の提出を義務づけられている「特定歴史公文書等の保存及び利用の状況報告」では、「展示会の開催状況」及び「展示会開催計画」の記載が求められており、展示の重視は明らかである。また、展示が利用者の増加に対して、その労力に見合うだけの効果があるのかという疑問がある。確かに展示の実施により「来館者」は増える。しかし来館者が展示を観覧することと、閲覧申請をおこなって所蔵資料を利用することの間には、相当な懸隔があると言わざるを得ない<sup>9)</sup>。

これに対し、前述のように職務基準書においては、「展示の企画・運営」を「利用の促進」のための「普及」活動にカテゴライズしているが、その説明では展示の目的を利用の促進のみとせず、「公文書等の保存及びアーカイブズ機関の重要性について普及を図る」ものとしても位置づけている<sup>10)</sup>。公文書管理法において、公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として位置づけられ、その利用は国民の権利(請求権)となった。つま

り公文書あるいは公文書館は、民主主義を支える基盤、言わばインフラなのであり、いざという時に国民が利用できる状態にしておくことにその業務の本質がある。アーカイブズの必要性を、利用件数のみによって評価することは根本的に誤っている。むしろ公文書館の展示活動は、アーカイブズの重要性を国民に普及することをこそ主要な目的とするべきである。それがひいては、本当に必要な時の利用を促進することにもつながるのではないか。

秋田県公文書館の柴田知彰は、公文書館の展示を論ずるにあたり、アーカイブズの存在意義や役割等を理解している人々の層である「理解者層」と、アーカイブズを実際に利用する可能性を持つ人々の層である「利用者層」という概念を設定し、理解者層は利用者層の母体となるが、全てが利用者層に転化する必要はなく、理解者層の広がりにはアーカイブズ自体の社会的存在基盤として重要であるとした。<sup>11</sup>柴田は、公文書館ではこの両層をもとに拡大しなければならぬ述べたが、筆者は理解者層の拡大こそが第一ではないかと考えている。

ただし、アーカイブズの重要性を普及する目的であっても、展示活動に割ける労力の割合は、それぞれのアーカイブズが置かれた状況によって異なる。理論的には、展示を行わないという選択肢もある。職務基準書においても、その例言において、「本基準書に示している職務は、アーキビストが現場で担う可能性があるものです。」としており、アーキビストが列挙された全ての職務を行うわけではないことをこわっている。

また、インターネットのさらなる普及や、それを受信できる小型端末（スマートフォンなど）の一般化により、普及に使える手段の多様化が劇的に進んだ。職務基準書でも、利用の促進のための普及活動というカテゴリーとして、「展示の企画・運営」と並んで「利用を促進するデジタルアーカイブ等の構築・運用」、「情報の発信」が挙げられている。「情報の発信」では、研究紀要と講座の企画が例として挙げられているが、これは利用の促進だけではなく、アーカイブズの重要性の普及にも使えるはずである。また、ウェブサイトやメールマガジン、SNS等のインター

ネット媒体を活用した情報発信は、情報の拡散という意味では展示などより効果的かもしれない。そしてこれらは、日本の各アーカイブズにおいて実践されつつある。<sup>12)</sup>

ただし、以上のことは、親機関の活動を記した記録を評価・選別し、歴史資料として重要なものを受け入れ、整理・保存・公開する機能を持つ施設としてのアーカイブズについての場合である。

前稿でも述べたように、この機能に純化した狭義のアーカイブズは日本では少数派であり、実際にはそのほかに、親機関の歴史に係わる資料を扱う歴史資料館や古文書館の機能を併せ持っているケースが多い。前稿ではこれを「融合型アーカイブズ」と呼んだが、本稿でもこれを踏襲する。<sup>13)</sup>

前稿では、融合型アーカイブズは資料を収集・整理・保存するというインプットの機能だけではなく、アプトプットの機能も併せ持つことに特徴があった。そのアウトプット機能には、展示活動のほか、様々な刊行事業、講座などがある。アーカイブズに対する社会的認知を拡大し、利用者を増やすための普及活動ともいえるが、より積極的には広義の資料公開機能とも位置づけられる。その場合、狭義のアーカイブズではその所蔵資料に即した展示をすることが多いのに対し、親機関の歴史そのものを重視し、アピールする展示が求められることも多い。例えば埼玉県立文書館は公文書館と古文書館を融合したアーカイブズであるが、その展示活動について歴史像の発信という目的を掲げている。<sup>14)</sup>

ただ、この場合でも、その手段の多様化が進んでいることに留意すべきである。前稿では、この広義の公開機能の是非については、これにマンパワーや経費を割いている余裕はないという考え方は理念的に妥当であるとした。日本では狭義のアーカイブズ機能の整備が著しく遅れており、成果として即時的には可視化できない（要するにすぐに目立つわけではない）ものであっても、親機関はこれまでの長い軽視の時代をふまえて、財政難にあっても狭

義のアーカイブズ機能の整備の方に相応の予算を割くべきであると述べた。

それでは、前稿から一七年が経過した現在はどうであろうか。日本全体では、公文書管理法の制定、これを契機として公文書管理条例を制定する自治体が少しずつではあるが増えてきたこと、多くの都道府県における公文書館の設置、相次ぐ公文書管理問題の発生、認証アーキビスト制度の開始、などを鑑みると、アーカイブズやアーキビストの認知度は以前よりは上がってきている。これだけを見ると、理論的には一七年前よりは広義の公開機能により多くの力を割いてもよい状況になっている。しかし、アーカイブズが図書館や博物館に比肩する施設として認識されるようになったかといえどもまだまだ道半ばであるうえ、地方自治体の財政難はさらに深刻の度を増している状況下では、現実的にはそれは難しいと言わざるを得ない。

## 二 大学アーカイブズにおける展示活動―対象者に着目して―

本章では、前章をふまえつつ、前稿の大学アーカイブズに即した展示のあり方についての論旨を述べ、これについて再検討する。

前稿では、筆者が別稿で西山伸氏の論稿を参考にしつつ設定した、大学アーカイブズにおける二つの理念型<sup>⑤</sup>を基に論じた。その理念型とは次のようなものである。

A型は、保存期間が満了した非現用の親機関組織記録に係わる業務を活動の基盤とする。ここでは、非現用の記録を評価選別し、残すべき記録史料を保存・整理・公開することが業務の中心にすえられる。大学の組織としての

営みを示す資料を重視し、組織記録こそが当該大学の活動の軌跡を網羅的・系統的に最もよく示すという考え方に基づいている。前章で述べた狭義のアーカイブズ機能を重視した大学アーカイブズであり、当該大学における（公）文書館的な存在である。なお、前稿では触れなかったが、情報公開法や公文書管理法では公文書から除外されるものの内容的には組織記録にほかならない、当該大学による刊行物資料等を収集・整理・公開することを重視するもの、このA型の大学アーカイブズである<sup>16</sup>。

B型は、「創立者」「校友」「地域」といったテーマを主要活動項目とする。大学を構成する諸要素の把握、さらに大学と社会とのリンクに重きをおいて、当該大学の歴史を、社会との関わりにおいて明らかにすることを重視する。その結果として、幅広い活動を行う当該大学の歴史資料館（歴史博物館）として位置づけられる。

前稿では、A型の大学アーカイブズにおける展示活動は、所蔵する記録史料（当該大学の組織記録）やそれらの意義の紹介に限定されたとした。前章に即していえば、アーカイブズの重要性を普及・アピールするための展示である。しかもそれは、前章でも述べたように、アーカイブズの存立にとって絶対に必要な要件ではない。

これに対しB型の大学アーカイブズの展示活動は、当該大学の歴史を学内・学外に広く普及・アピールする事業として行われる。展示内容としては、所蔵する記録史料を紹介することはもちろんだが、当該大学の歴史そのものを紹介する展示が求められる。この場合の展示には常設展と企画展がある。常設展は当該大学の通史的・沿革史的展示が想定され、当該大学のフロント的な場所に位置するのが望ましい。企画展については、専用スペースがあると、特に大学のフロント的な場所の場合は、そこで途切れることなく企画展を続けることになりかねず、アーカイブズの根幹的な業務が疎かになる可能性がある。その意味では、場所を問わず、可能な時に学内のしかるべきスペースを臨時に確保して企画展を行う方法も合理性を持つている。

ただ前稿では、展示によって普及・アピールする対象についての枠組みの設定が不十分であった。アーカイブズを設置した親機関が国や地方自治体であれば、対象が基本的に国民・都道府県民・市区町村民（以下、本節では「国民等」という）であることは明快である。しかし大学アーカイブズの場合はそう単純ではない。国民等を住民あるいは納税者と言い換えられるとすれば、大学の場合は学生とその保護者ということになる。ただ、国公立大学が国や地方自治体によって設置されている以上、国民等も対象になる。私立大学も国から補助金を交付されており、国民は対象となろう。そして大学の最大の特徴は、普及・アピールの重要な対象者として、膨大な数の卒業生と、さらには元職員が存在することである。また、大学は地域における有力な文化施設の一つであり、地域からの支援を受ける立場であると同時に地域貢献も使命であることから、所在する地域の住民も対象となりうる。また、大学の現役の職員も対象に想定される。

A型の大学アーカイブズでは、前述のように展示で重視されるのがアーカイブズの重要性を伝えることであるから、普及・アピールの対象として最も重要なのは実は現役の職員である。アーカイブズに歴史資料として重要な組織記録がもれなく移管されるためには、それらが現用の段階において適切に管理されていなければならないからだ。ただ、現役の職員に対しては、展示以外にも、例えば研修などのアーカイブズの重要性を伝える有効な手段があることも事実である。また、国立大学及び公文書管理条例を制定している地方自治体が設置する公立大学では、国民等が重要な対象となる。公文書は国民等が共有する知的資源であり、その利用は国民等の権利であるからだ。学生及びその保護者が、国や地方自治体における住民あるいは納税者に相当するのであれば、これへの普及・アピールも必要である。その一方で、卒業生や元職員の重要度は低い。

B型の大学アーカイブズでは、前述のように「校友」が重視されるため、逆に卒業生や元職員の重要度が極めて

高い。これらの人々は、普及・アピールの結果として大学への支援が期待されるほか、歴史資料の提供者となることも想定される。現役の学生及びその保護者あるいは現役の職員は、将来の校友であるからこれに準ずる位置づけとなる。また、B型では前述のように「地域」も主要な活動項目になるため、地域住民への普及・アピールが重視されよう。その一方で、一般の国民等に対して普及・アピールする必要性は相対的に低いと言える。ただし、大学が学外に連携・支援等呼びかけようとする際に、大学の広報の一環として大学の歴史を紹介する展示を要請されることがある。この場合は大学が呼びかけようとする人々が対象になる。

しかし、前稿でも述べたように、これらの定義はあくまで理念型であり、実際にはどちらかの型に純化した大学アーカイブズは存在しない。A型の機能とB型の機能の割合と、投下される資材（予算・人員など）の絶対量によって、その大学アーカイブズにおける展示の重要度と展示内容が決まるのである。

### 三 大学文書資料室における展示活動

表1は、本室が設置されて以来、開催してきたすべての展示会を実施順に列挙したものである（グレーになつてゐるのは名古屋大学ホームカミングデイのみでの展示）。本室の設置は一九九六年だが、展示活動が始まったのは二〇〇二年度からであった。以下、二〇〇二年度から二〇二五年度までの本室の展示活動について、本室の置かれた状況によって時期区分をおこないつつ述べる。ただし、本稿は個々の展示の詳細を紹介することを目的としていない。これについては、本室のニュースレター（全号を本室のホームページで閲覧可）及び本室の紀要に掲載され

た展示記録（名古屋大学学術機関リポジトリで閲覧可）をご参照いただきたい。なお、本文においてマルで囲った数字は、表1の展示番号である。

## （一）二〇〇二～二〇〇八年度の展示活動

本節では、前稿でも触れた二〇〇八年度までの展示活動について述べる。前稿で記したように、業務規定だけを見ると、本室は二〇〇三（平成一五）年度まではB型のアーカイブズであったが、大学史資料室から大学文書資料室に改組された二〇〇四年度からA型の機能を備えることになった。前稿では、二〇〇四年度以降は、新規事業であるA型の機能を定着させるための取り組みをおこなったが、学内からはB型への期待も大きく、実際にはB型の機能に属する活動の比重が高くならざるを得なかった、と書いた。しかし、今になって考えると、これは修正する必要がある。

当時の本室の設置規程である「名古屋大学文書資料室規程」では、第二条に業務内容が定められていたが、その第二項には「本学の歴史にかかわる文書及びその他の記録（以下「記録史料」という）の継続的な収集、整理、保存及び活用に関すること」とあった。当時の大学アーカイブズにおいて、活動内容を規定する規則で「活用」という表現を用いている例はなかった。公開という言葉を使わずにあえて「活用」としたのは、歴史資料館としての活動、つまりB型の機能を強調するためであった。<sup>17</sup>つまり二〇〇四年度以降の本室は、新規事業であるがゆえにA型の機能の関わる取り組みも多くならざるをえなかったものの、本質的にはB型の機能を重視したアーカイブズであったといえる。

この時期の展示会は、A型の機能における展示会、つまりアーカイブズの重要性を普及・アピールする内容のものは見られない。もちろん、本室の所蔵資料を用いた展示を行えば、間接的にはアーカイブズの重要性を伝えることはできるため、A型の機能の要素が全くないわけではないが、基本的にB型の機能に属する展示会といえる。これは設置規程にA型の機能を明記した二〇〇四年度以降も変わらない。もともとこの間、本室がアーカイブズの重要性を普及・アピールする取り組みを実施しなかったわけではない。シンポジウムやワークショップ、あるいは全学教育科目での講義等の取り組みは、むしろA型の機能に属するものであった<sup>18</sup>。手段として、展示会よりもそれの方が有効であると判断したからにすぎない。

前稿でも述べたが、この時期に実施した一〇回の展示(①〜⑩)のうち、①と⑩を除く八回までが名古屋大学のキャンパスの変遷を中心とする通史的展示か、もしくは名古屋大学のシンボルともいえる豊田講堂の歴史に係わる展示であった。つまり、本来なら常設展として展示されてしかるべき内容である。この時期の本室がこのような展示を多く実施した理由の一つは、当時の名古屋大学には、大学のフロント的な場所に通史的な常設展を行えるようなスペースがなかったことである。そこで本室では、設営と撤収がしやすい展示を心がけ、これらに少しずつ新しい内容を付け加えつつ、大きな行事のたびに通史的な展示を行う方法を取った。これら八回の展示は、会期が一日か長くても数日であり、一回ごとに新規のものを用意するには費用対効果の問題があった。

これら八回の展示は、いずれも大学本部の要請をうけてものであったが、展示の対象者が②③⑤と④⑥⑦⑧⑨とではかなり異なる。前者は、名古屋大学が学外に連携を呼びかけるために開催したイベントの中での展示であり、対象もその呼びかけ先の人々である。その意味では、②はまさにイベントの趣旨に沿った内容を用意したものといえるが、③⑤でキャンパスの変遷を重視したのはやや対象者の関心とずれていたかもしれない。これに対して後者

は、名古屋大学の卒業生がイベント参加者の中心であり、ホームカミングデー(⑥～⑨)では元職員や現役学生の保護者、地域住民も対象であった<sup>⑩</sup>。ここでは、キャンパスや名古屋大学のシンボルである豊田講堂をテーマとした展示は対象者にふさわしい内容であった。もつとも、当時の名古屋大学では、老朽化した豊田講堂の改修が大きな課題となっており、豊田講堂関係の展示には改修事業への支援を求めるといふ大学の広報的な意味合いもあった<sup>⑫</sup>。

前稿では、これら八回の展示に対し、①と⑩<sup>⑬</sup>はテーマを絞った文字通りの特別展・企画展であると述べたが、これは訂正する必要がある。①は名古屋大学の創立と初代総長を特集したものであり、その内容は大学の沿革の重要な部分を占める。⑩も、名古屋大学の旧教養部の前身にあたる旧制第八高等学校の歴史を紹介するものである。しかも名古屋大学では、一九九五年に刊行を終えた『名古屋大学五十年史』が前身学校の歴史に極めて多くの紙幅を割いていることから分かるように、第八高等学校の歴史を重視していた(現在も同様である)。こうしてみると、①と⑩も通史的な要素を多く含む展示と位置づけられよう。

それでも①と⑩は、会期の長い本格的な展示会という意味においては他の八回と一線を画する。そして何より、名古屋大学博物館との共催の下、同館において開催されたものがあったことが特筆される。同館は、名古屋大学の主に研究の歴史に係わる物品類を多く所蔵しているとともに、幅広い総合的な展示活動を積極的に展開しており、展示のノウハウも蓄積されている。名古屋大学の歴史に係わる展示を行うには最も連携に適している。また、独自の展示スペースを持たない本室にとつては、同館が豊田講堂の隣という大学のフロント的な場所にあることも魅力的であった。こうした展示を通じて本室と同館の関係は深まり、資料の受け入れについても、文書は本室、物品は同館という暗黙のすみわけもなされるようになった。

また、この両展示会に共通するものとして、資料群の受け入れをきつかけにしていることがあった。①は、澁澤

元治記念館（埼玉県）からの一〇〇〇点余りに及ぶ濫澤元治（名古屋帝国大学初代総長）関係資料の寄贈、⑩は第八高等学校の同窓会である八高会を通じた、卒業生からの関係資料の継続的な寄贈である。まさに本室による資料の「活用」の例といえる。

もつとも、この時期の本室がB型の機能の一環として、展示活動を最も重視していたとは言えない。①は不明だが、少なくとも②～⑩については、本室から企画を立ち上げたわけではなく、基本的に大学本部や博物館からの提案を受けてのものであった。この時期の本室では、B型の機能の活動として、名大史ブックレットの刊行（二〇〇一年～）、全学教育科目「名大の歴史をたどる」の開講（前身の講義を含めると一九九九年～）、月間広報誌『名大トピックス』における「ちよつと名大史」の連載（二〇〇二年～）などの幅広い活動をおこなっていた。展示はそれの中の一つという位置づけであった。

## （二）二〇〇九～二〇一三年度の展示活動

この時期の本室は、二〇〇九年度にそれまで二名配置されていた常勤の専任教員（助教）が一名削減されたが、その代替措置としては事務補佐員が一名配置されるにとどまった。これにより、本室のマンパワーは低下を余儀なくされた。さらに、二〇〇九年に公文書管理法が制定され、本室が「国立公文書館等」に指定されたことにより、A型の機能がより高まった。この指定に伴い、設置規程の業務内容に関わる第二条にも、国立公文書館等としての業務が明記された。その一方でこの時期は、教員が削減されたことから分かるように、学内で本室の存在意義が問われていた。これを受けて、学内外に本室の存在をアピールする活動を行うため、B型の機能もさらに求められ

るようになった。このようにA型とB型の両方の機能に力を振り向ける必要が生じ、それでいてマンパワーは低下しているという難しい状況であった。

この時期に実施した八回の展示(⑪～⑱)のうち、画期的であったのが名古屋大学博物館と共催した⑪である。それまでの展示も、通史的な常設展の下準備となるようなものを心掛けてきたが、それらをふまえつつ、創立七〇周年(創基一三八周年)記念事業の一環として、名古屋大学の歴史の起点である明治初期の医学校時代(これを名古屋大学では「創基」と呼ぶことになった)から現在までの通史的展示を行うことができた<sup>22)</sup>。この企画展は、会期終了後にこれを基盤として常設展に移行するものと、少なくとも本室は解釈していた<sup>23)</sup>。ただ諸事情により、その後博物館に設置された沿革史常設展は年表の展示にとどまった。大学のフロント的な場所に沿革史の常設展を設置するという課題は積み残されることになった。

その翌年にも、⑬の企画展を開催した。これは、名古屋大学経済学部の前身にあたる名古屋高等商業学校(名高商)の創立から九〇周年を記念して、名高商創立から経済学部が現在の東山キャンパスに移転するまでの約四〇年間の歴史について展示するものであった<sup>24)</sup>。この企画展には、博物館だけではなく、経済学部及びキタン会(名古屋高等商業学校・名古屋大学経済学部同窓会)が共催団体として加わった点に特徴があった。特にキタン会は社団法人格を持ち、名古屋大学の学部同窓会の中でも屈指の歴史と規模を有している。同会と本室はかねてより強い連携関係を保ち、二〇〇六年に同会が事務所を学外から学内に移転するにあたっては、事務所に保存されていた貴重な大量の資料の寄贈を受けた。この企画展においても、会員から多くの資料の提供を受けることができた。

前節で触れた⑩とこの⑪⑬により、名古屋大学の沿革史に係わる常設展は一通り終了したといえる。マンパワーが低下した状況で、三年連続で本格的な企画展を行うのは大変であったが、⑩⑪については会期がホームカミング

デイを含んでおり、ホームカミングデイの企画を兼ねるようにすることで乗り切った。また、この時期のホームカミングデイの企画では、「ちよつと名大史」をパネル化して展示することが多かった。⑫はその典型であり、⑬もパネル展示は「ちよつと名大史」をパネル化したものを使った。こうして、この時期は「ちよつと名大史」のパネルの蓄積が進むことになった。これらは、企画の設定の仕方よつては何度でも利用することができる長所がある。ホームカミングデイは一日だけの展示のため、コストパフォーマンスの面から、それ以降も長く利用できるコンテンツを開発することが重要となる。本室では、前節の時期からキャンパスや豊田講堂の歴史に係わるスライドムービーを製作してきたが、この時期には⑭で前者の鶴舞キャンパス編を、⑮で後者の続編を新作した<sup>25</sup>。

⑯は、この時期のみならず、本室がこれまで実施してきた展示の中でも異質の企画展である。確かに、この展示の主人公は名古屋大学（名古屋帝国大学）の卒業生であり、副題になっている事件が起こった頃には名古屋大学の事務官であった。またこの事件に対して名古屋大学も関わりがあった。それでも、これまでの本室での展示活動で軸になっていた、沿革史常設展の基礎になりうるものとはかけ離れている。ただ、前述のように沿革史の展示は一通りおこなってきたため、テーマを絞った企画展への以降も視野に入ってきていたことはあった。また、この企画展は主人公の個人資料が本室及び名古屋大学博物館に寄託・寄贈されたことを契機としており、新規資料の意義を「活用」によって示すという意味もある。さらに、この個人資料が寄託・寄贈された時、主要新聞が軒並み大きく取り上げるなど、大きな反響があった。本室所蔵資料を学外に大きく普及・アピールできる機会として期待したのである。実際、この企画展の社会的反響も大きなものがあつた。

### (三) 二〇一四～二〇一九年度の展示活動

二〇一四年度、本室はセンター相当の学内共同教育研究施設から、大学本部直属の運営支援組織に改組された。室長もそれまでは教授の兼任であったものが、名古屋大学の理事の兼任に変わった。これにより、大学運営への貢献がより強く求められるようになった。設置規程の業務内容に係わる第二条に変化はないが、室内に「歴史公文書部門」と「大学史資料・編纂部門」が設置された。二つの部門を設置した理由は、一つには歴史公文書とそれ以外の歴史資料を分けて管理するためであり、歴史公文書部門がA型の機能、大学史資料・編纂部門がB型の機能を担当することになったといえる。また、歴史公文書部門に室員（週三〇時間程度勤務の事務職員）が一名増員されたため、B型の機能に振り向けられるマンパワーは増加した。

ただし、後者の部門名に「編纂」という言葉が入ったことは、単なるB型の範疇にとどまらないものがある。大学史編さんが業務の中に大きく位置づけられたのは、本室が一九九六年に名古屋大学史料室として設置されて以来初めてのことであった。<sup>27)</sup>二〇〇〇年代に入って以降の大学アーカイブズ（特に国立大学アーカイブズ）が、大学史編さん室ではない、あくまで図書館であるという共通理念の下に設置されてきたことを考えると、これは大きな方針の修正といわなければならない。<sup>28)</sup>B型にプラスアルファの機能が加わったということである。

この時期は、会期の長い展示会を三回実施したが、いずれも会場がこれまでの名古屋大学博物館ではなく、名古屋大学中央図書館のビブリオサロンであった。同サロンは、中央図書館の耐震・全面改修工事（二〇一四年四月竣工）に伴い、正面玄関から入館ゲートに進むまでの間の左手奥に新設された約一三m×七・五mのフリースペースで、ガラス展示ケースをはじめとする展示用の設備も充実している。博物館の展示室ほど広くはないが、かえって中小

規模の展示を行いやすい。また、博物館で展示を行うには一年以上前に展示の実施を決める必要があるが、同サロンならそのようなこともなく利用しやすいという長所があった。

ビブリオサロンでの三回の展示会のうち、二回がテーマを絞った企画展であった(19)(24)。前述のように、沿革史の展示会を一通りおこなったことをうけて、前節の時期の最後にテーマ別の企画を実施したが、これらの企画展もそれに続くものと位置づけられる。また、いずれも博物館ではなく附属図書館医学部分館との共催であった。図書館との共催は初めてのケースである。分館との共催となったのは、同館内に医学部史料室(現在は医学部史料館)という名古屋大学医学部の歴史に係わるアーカイブズがあるという事情による。また、特に19の方は新聞やテレビなどのメディアに取り上げられ、反響も大きかった。前節の時期の18もそうであったが、テーマ別の企画展は対象者として、親機関(本室の場合は名古屋大学)の関係者以外にも比重が置かれるため、話題性の高さが必要な要素になる。

これらに対し、22もビブリオサロンでの開催であったが、内容は典型的に通史的・沿革史的なものであった。これは、開催期間からも分かるように、展示の対象者として新年度の入学者を想定したからである。本室では、前述のように全学教育科目で名古屋大学の歴史に係わる講義を開講しているが、受講者数は二〇〇名(現在は一五〇名)が限度であり、入学者のごく一部にすぎないため、これを補う意図があった。

ただ、二〇一七年度以降、このような会期の長い展示会は開催していない。これは、ビブリオサロンが展示に使用えなくなったこともあるが、最も大きな理由としては、創立一〇〇周年を待たずに本室が中心となって本格的な名古屋大学の年史を編さんすることになり、特に筆者はそちらに注力する必要が生じたからである。この年史は、名古屋大学編『名古屋大学の歴史 一八七一〜二〇一九』上・下(名古屋大学出版会、二〇二二年)として刊行された。

この時期のホームカミングデイでの展示（⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗）については、展示手法に傾向の変化が認められる。それは、どれほど名古屋大学の歴史において重要なものであっても、本室所蔵の文字資料（文書資料ではない）は展示しないようになった。本室所蔵の文字資料の展示は㉘が最後になったが、この時は来場者に歴史資料の提供を呼びかけることが目的であり、提供をもらいたい資料の例として文字資料を含めた現物の展示が必要であった。その前の㉙でも、多くの歴史資料を展示したが、物品が多く文字資料は僅かであり、しかも展示資料は全て附属図書館医学部分館（医学部史料室）の所蔵であった（この回は同分館と共催）。

ホームカミングデイにおける本室による展示の観覧者は、基本的にその展示の観覧を主な目的に来学するわけではない。この日は、学内のほとんどの部局が企画をおこなっており、本室の展示が行われる豊田講堂に限っても多くの展示等が実施されている。しかも、展示会場は通路状になっており、一つの展示会ごとに明確な空間の区切りがない。こういった場合、観覧者は文字資料のために足を止めることはまずない。否、物品資料であっても、よほどインパクトのあるものでなければ同じである。

さらに同じ理由で、ホームカミングデイの観覧者には歴史を説明する文章を読んでもらうこともあまり期待できない。例えば「ちよつと名大史」は、文章は簡潔にしつつ、写真・絵図を一回につき四〜五点掲載している。これは、広報誌やメールマガジンに載せる場合なら、読者を引き付けるために有効である。しかし、ホームカミングデイのような特殊な状況下では、観覧者のほとんどが名古屋大学関係者であっても、写真・絵図はともかく文章を読んでもらうのは難しいことが分かってきた。

そこで、ホームカミングデイでは、本室所蔵の写真・絵図を展示することに力を入れるようになった。その代表的なものが、恒例企画となった「写真で見るあの頃の名大」である。ホームカミングデイでは二〇一〇年から、卒

業後一〇周年、二〇周年、三〇周年、四〇周年、五〇周年（近年は六〇周年も）にあたる卒業生を「周年卒業生」として、豊田講堂で行われるメインイベントである「名古屋大学の集い」に特に招待するようになった。この「写真で見えるあの頃の名大」は、周年卒業生を主要な対象者として、周年卒業生が学部生として在学した四年間（医学部は六年間）に撮影された写真をピックアップし、スライドショーとして大型のモニターで上映するという企画である（写真には簡単なキャプションを付ける）。この場合、ピックアップするのはその四年間の撮影であることが確実である写真に限定した。これを周年卒業生ごとに、本室の所蔵資料から三五枚前後ずつ選定し、資料をスキヤングしてデータ化するのには、かなり手間のかかる作業である。二年目以降になるとやや楽になるが、それでも選定範囲が一年ずれると半分くらいの写真を入れ替えなければならない。

ホームカミングデイの重要な目的の一つは、卒業生との緊密な連携強化であり、そのために本室が貢献できるのは、同世代あるいは世代を超えて共有できる大学の歴史を提示することである。ただその一方で、それぞれの卒業生にはそれぞれの在学時代の歴史の記憶があり、それを呼び起こす手段として写真の提示は有効であろう。そこまですべて作用したかどうかは別にして、このスライドショーは好評を博し恒例企画となった。選定の手間はかかるものの、資料からスキヤングした画像データは再利用可能であるし、スライドショーそのものも繰り返し利用でき、費用対効果も低くはない。

このスライドショー以外のホームカミングデイの企画展でも、本室所蔵資料として展示するのは基本的には写真・絵図をパネル化したものを原則とし、ストーリーの説明は犠牲にしても文章での説明はできるだけ行わず、簡単なキャプション程度にとどめるようになった。

なお、大学のフロント的な場所に、大学の沿革を紹介する通史的な常設展を設置することについては、前々節

で述べたように一時は実現するかに見えたが、これを果たすことはできなかった。それでも引き続き、沿革史常設展は本室の課題であり続けた。特に二〇一四年度の改組により、年史に関わる業務が加わって以後は、それにより強く意識されるようになった。二〇一四年度の改組と同時に本室の室長に就任した鮎京正訓理事・副総長は、二〇一五年三月発行の『名古屋大学文書資料室ニュース』第三二号の冒頭に、「創立八〇周年に向けて、名古屋大学歴史展示館の創設を！」と題する文章を寄せている。ただその後、年史（前述の『名古屋大学の歴史一八七〜二〇一九』）の刊行が本室の事業の中心になったことによつて、本室における沿革史常設展の実現に係わる取り組みの優先順位がやや低下したことは否定できない。二〇一七年度には、名古屋大学が創立八〇周年・創基一五〇周年などの一連の周年記念事業として「プロジェクトMIRAI」を打ち出し、その一環として名古屋大学博物館をリニューアルする構想が検討された。その構想では、リニューアル後の博物館の常設展に名古屋大学の沿革史展示が想定され、構想を議論するタスクフォースに筆者が参加した。しかし、残念ながらこの構想も実現しなかった。<sup>(33)</sup>

#### (四) 二〇一〇〜二〇二五年度の展示活動

二〇二〇年度に名古屋大学と岐阜大学が経営統合し、国立大学法人東海国立大学機構が設置されると、本室は同機構直属の運営支援組織となった。組織を名古屋大学から機構に移したのは、本室が国立公文書館等の指定を受けている以上、岐阜大学の公文書も取り扱う必要あったためである。これにより、A型の機能については、歴史公文書部門が岐阜大学を含めた機構全体について担当することになった。しかしB型の機能については、部門名を「名

古屋大学史資料・編纂部門」とし、名古屋大学のみを担当することになった。マンパワーについては、岐阜大学に係わる業務を行う事務補佐員（週一八時間勤務）一名が補充された。

この時期の展示活動は、その全てがホームカミングデイにおけるものである。しかし、二〇二〇年及び二〇二一年のホームカミングデイは、新型コロナウイルス感染症の流行により、オンラインのみでの開催というこれまでにない事態となった。本室の企画もオンラインで実施した。本来なら会場でパネルとして展示するものをPDFファイルにしてウェブサイトにアップすることが、果たして展示会と呼べるのかという疑問はあるが、昨今は「オンライン展示」という用語も珍しくないようである。それでも、サムネイルはあるにしろ、所定の場所をクリックしないと展示内容が表示されないという環境は、やはり対面展示とは明らかに異なり、観覧者から展示までの距離が長くなったと言わざるを得ない。また、複数人が同じ空間で同じ展示を見て同時に体験を共有することも、オンライン展示では難しい。

ただそのようななか、前節の時期から始まったスライドショー「写真で見えるあの頃の名大」は、オンライン環境との親和性が高かった。スライドショーを本室のホームページにアップし、それをホームカミングデイのウェブサイトにリンクさせたが、コンテンツ製作の要領は例年とほとんど同じであった。将来的には、会場でモニターに映して活用する機会もあるはずだ。また、本室のホームページにアップされたスライドショーは、ホームカミングデイ終了後も来年用のバージョンがアップされるまで一年ほど見ることができ、スライドショーの公開範囲は、実は感染症流行以降の方が明らかに広がっている。またこの二年は、これまで本室が製作してきた豊田講堂やキャンパス史のスライドムービーも、オンライン企画として有効であった。

二〇二二年以降のホームカミングデイは、対面とオンラインの併用方式となったが、全体的には年を追うごとに

対面企画の割合が増えていった。しかし本室では、「写真で見るあの頃の名大」だけは併用方式を続けている。そのほかの展示については、前節の時期からの方法を踏襲し、どのようなテーマであつても基本的には写真展を実施した。

二〇二五年度のホームカミングデイは、それまでは毎回二つの展示企画を開催してきたところ、「写真で見るあの頃の名大」のみの実施となった。この回からホームカミングデイの予算が大幅に削減されたことにより、「写真で見る」のスライドショーを映すモニターが、必要な六台のうち四台しか確保できず、残りの二台の分は写真パネルの展示として行うことになった。これだと、パネルの製作及び設置・撤収作業に手間がかかることになり、企画展をもう一つ実施することは難しくなったのである。「写真で見る」の有効性に鑑み、その継続を優先した。

## おわりに

最後に、前稿をふまえた本稿の論点をまとめたうえで、これからの本室の展示活動について述べて結びとする。まず、アーカイブズにおける展示活動についてである。前稿では、展示活動はアーカイブズの機能の一つであることは認めたいうえで、その一方で親機関の組織記録を扱う狭義のアーカイブズにおいてそれは絶対的に必要な機能とは言えないこと、ただし日本の場合、アーカイブズの社会的認知度が著しく低いため、アーカイブズの普及という観点から展示を行う必要性が相対的に高いこと、また日本では狭義のアーカイブズ機能のみを業務としているケースはむしろ少なく、実質的には古文書館や歴史資料館としての役割をも果たす融合型アーカイブズが多いため、

親機関の歴史を普及することを含めた広義のアウトプット機能も期待されること、を論じた。

本稿でも、この枠組みを基本的に踏襲しているが、前稿発表後の状況の変化をふまえつつ論じた。まず二〇〇九年制定の公文書管理法において、利用の促進のための業務としての展示活動がクローズアップされたことについては、その費用対効果の面から過度の展示重視に疑問を呈した。また二〇一八年制定の「アーキビストの職務基準書」については、展示の目的として、利用の促進だけではなく、アーカイブズの重要性の普及にも言及されていることを重視すべきであった。アーカイブズは、健全な民主主義社会の根幹を支えるインフラであり、その機能を利用者数の数のみで図ることは誤っている。また、インターネットのさらなる普及や小型端末の一般化により、アーカイブズの重要性を普及する手段がいつそう多様化し、その中では展示の重要性が相対的に低下した面もある。また普及の重要性については、前稿発表後にアーカイブズの認知度は上がってきたことは事実だが、まだ十分とはいえず、そこに一定の力を割かざるを得ない状況である。

次に、大学アーカイブズにおける展示活動についてである。前稿では、理念型として狭義のアーカイブズに相当するA型と歴史資料館としてのB型という枠組みを設定したうえで、実際にはどちらかの型に純化した大学アーカイブズは存在せず、A型とB型の機能の割合と投下される資料の絶対量によつて、当該大学アーカイブズにおける展示の重要度と展示内容が決まること、現状の大学アーカイブズでは、B型の機能のうち本来必ずしもアーカイブズの絶対的な存立要件ではない、親機関の歴史を普及・アピールする展示活動を含む広義のアウトプット機能を求められる場合が多いこと、その場合常設展は大学のフロント的な場所を確保することが望ましく、逆に企画展はアーカイブズとしての根幹的な機能を担保するためにも、常設スペースよりも柔軟な運用ができる臨時的なスペースの方が合理的な面もあること、を述べた。

本稿では、この前稿の見解を引き継ぎつつ、前稿では不十分だった展示によって普及・アピールする対象について考察した。大学アーカイブズは、現役の学生及びその保護者のほか、膨大な数の卒業生とさらに元職員を対象とする点に最大の特徴があるが、展示活動をA型とB型のどちらの機能として（どのくらいの割合で）行うかによって対象者は変わってくる。A型の場合は、現役の職員が最も重要であるが、他に有効な方法がある。それ以外では一般の国民等が重要である。B型の場合は、卒業生や元職員が極めて重要であり、現役の学生やその保護者がそれに次ぐ。地域貢献を重視する立場からは地域住民も重視される。また、大学から広報対象へのアピールを要請される場合もある。

次に、これまでの大学文書資料室の展示活動についてである。本稿では、本室の置かれた状況に応じて四つの時期に区分し、それぞれの時期の展示活動を総括し、その特徴を示した。

第一期（二〇〇二～二〇〇八年度）は、前稿で述べた時期と重なる。この時期の本室は、相対的にB型の要素の強いアーカイブズであり、展示活動も所蔵資料を「活用」することを重視した。その内容は、専用の展示スペースがないことに応じて、常設展の基礎となる沿革史的通史的展示を積み重ねるものとなった。また、会期の長い展示の共催を通じて、博物館との連携関係を構築できたことは大きかった。ただその一方で、この時期の本室がB型に属する機能を発揮する手段として展示活動を最も重視していたわけではない。

第二期（二〇〇九～二〇一三年度）においては、名古屋大学博物館以外の団体とも連携しつつ沿革史常設展の基礎となる展示コンテンツの蓄積がさらに進んだが、沿革史常設展の実現には至らなかった。また、常設展の基礎が一通り出そろったことを受けて、この時期の末期には社会的話題となりうるテーマを絞った企画展も行うようになった。マンパワーの低下という状況については、会期の長い企画展とホームカミングデイでの企画を融合させた

り、長期的に活用できるコンテンツの製作などを通じて対応した。

第三期（二〇一四～二〇一九年度）においては、二〇一四年度の改組により、B型の機能に振り向けられるマンパワーは前期よりは増えた。この時期の前半期においては、附属図書館医学部分館との共催で話題性の高いテーマにしぼった企画展をおこなったが、本室に年史編さんに係わるB型にプラスチックアルファする機能が加わったことなどにより、後半以降は会期の長い本格的な企画展は開催しなくなった。ホームカミングデーでの展示については、それまでの経験をふまえ、その観覧者の特性に鑑みて文字資料はあえて捨て、「写真で見えるあの頃の名大」に代表される写真・絵図の展示を原則とするようになった。沿革史常設展については、改組後にその志向性がさらに高まり、のちの周年記念事業の中で動きがあったが、実現には至らなかった。

そして第四期（二〇二〇～二〇二五年度）においては、その前半期において感染症の流行という状況のなか、会場展示が難しくなる状況に直面した。しかし、「写真で見えるあの頃の名大」やこれまで製作してきたスライドムービーは、そういったオンライン状況への対応力が高く、むしろこの状況をきっかけに展示の公開範囲が広がったという面もあった。

最後に、本室のこれからの展示活動について、筆者の個人的見解を述べて結びとする。

それには、現在の本室がA型とB型の機能にどの程度の割合で力を割く大学アーカイブズかを確認しておく必要がある。第二章三節で述べたように、二〇一四年度の改組の際、A型の機能（歴史公文書部門）を担うスタッフの増員により、確かにB型の機能に振り向けられる力は以前よりは増えた。その一方で、B型の機能としては、プラスチックアルファ、つまり年史編さんに係わる事業を行う機能を有するに至った。このプラスチックアルファを重視して、『名古屋大学の歴史 一八七一～二〇一九』は刊行された。その後も、このプラスチックアルファ機能への注力は必須であるが、

これは年史の編さんを行うというより、来るべき一〇〇年史の編纂さんに向けての準備作業を進めるということである。

さらに、近年の東海国立大学機構では法人文書の原本をデジタルデータに移行する措置が取られ、やがてデジタルポーン（？）の歴史公文書が本室に大量に移管されてくる。これに対応するシステムの構築は大きな事業である。これはもちろんA型の機能に属する。さらに、本室に限ったことではないが、大学予算の削減は年々続いている。本室は、アーカイブズの根幹機能である、資料の受け入れから目録作成を経てそれを公開するまでの工程を担うため、予算における人件費の割合が極めて高く、これの削減には限度がある。そうなると、事業費の削減が進むことになる。展示に振り向ける予算は極めて少なくなっている。

ホームカミングデイでの展示では、「写真で見るあの頃の名大」を続けていくことになるだろう。二〇二七年はこの企画を開始して一〇回目となり、いわゆる一回りすることになる。二〇二八年度以降は、卒業後六〇周年と二〇周年の卒業生向けのもは、一〇年前のものが再利用でき、一〇周年のものを新作すればよくなる。これで本室の負担が大幅に減るため、そのほかの企画を行うことも可能となる。もつとも、それが企画展かどうかは検討の余地がある。例えば本室では、二〇一八年と二〇一九年のホームカミングデイにおいて、キャンパス内における名古屋大学の歴史を語る様々な記念物や建築物等を、筆者の説明を聞きながら一時間程度で回る「東山キャンパス名大ツアー」をおこなって好評を得た。感染症の流行で中断したが、これを復活させることも考えられよう。

会期の長い企画展の実施については、少なくともテーマを絞った内容のものは、本室のマンパワー・予算の両面の理由から、よほどの事情がない限り難しいものと思われる。ただし、沿革史的な展示であれば可能性はある。特に大学のプロント的な場所の沿革史常設展の可能性については、引き続き追求していくべきであろう。

表 1 大学文書資料室の展示活動

	展示題目	会場	会期		観覧者数	備考
①	名帝大ける誕生—初代総長沢澤定治とその時代	博物館	2002.4.8-8.31	約4,000人	博物館と共催。	
②	名古屋大学の軌跡—国際社会と知的交流—	豊田講堂	2002.6.21-25	1,300人以上(延べ)	名古屋大学国際フォーラム(2002.6.23-24)の特別展示として開催。	
③	名古屋大学のあゆみ	学術総合センター	2003.12.17	カウンントセズ	名古屋大学東京フォーラムで展示。	
④	名古屋大学のあゆみ	豊田講堂	2004.10.17	カウンントセズ	全学同窓会総会の会場で展示。展示③にキャンパス史のスライドショー・模型を追加。	
⑤	名古屋大学のあゆみ	大阪国際交流センター	2004.11.17	カウンントセズ	名古屋大学関西フォーラムで展示、内容は展示④と同じ	
⑥	豊田講堂と名大キャンパスの委選	豊田講堂	2005.10.23	カウンントセズ	展示⑤に豊田講堂の歴史に係わる新コーナーを追加。	
⑦	豊田講堂のあゆみ 特別展	豊田講堂	2006.9.30	カウンントセズ	豊田講堂史のスライドショー上映、施設管理部と共催。	
⑧	名古屋大学のあゆみ展—キャンパスの変遷—	豊田講堂	2006.9.30	カウンントセズ	フンコールをうけて展示③④を再展示。	
⑨	豊田講堂のあゆみ	豊田講堂	2008.2.2	カウンントセズ	展示⑦に新規パネル等を追加。この日、豊田講堂改修竣工式も行われた。	
⑩	伊吹おろしの若者たち—/—/—/—創立百年の歴史から—	博物館	2008.10.7-11.8	2,187人	博物館と共催。会期にHCDを含む。	
⑪	医学教育の曙からノーベル賞まで—名古屋大学創立70周年(創基188周年)記念—	博物館	2009.10.17-12.26	4,920人	博物館と共催。会期に創立70周年記念式典とHCDを含む。翌年1月の全学同窓会関東支部新年交流会会場でも一部を移設して展示(観覧者カウンントセズ)。	
⑫	「ちよつと名大史」展	豊田講堂	2010.10.16	カウンントセズ	同会場でも規模な展示⑬のプレゼン。	
⑬	響け！創経の鐘：名古屋から名大経済学部への90年	博物館	2010.11.3-12.18	3,246人	博物館、経済学部、キタソ会と共催。会期にキタソ創立90周年式典を含む。	
⑭	名古屋大学創基140周年記念展「河の学政」から鶴舞へ	豊田講堂	2011.10.15	カウンントセズ	展示パネルは展示⑩の一部と「ちよつと名大史」のパネル化したもの。	
⑮	名古屋大学豊田講堂1960-2011	豊田講堂	2011.10.15	カウンントセズ	豊田講堂史のスライドショーの続編を製作して上映。	
⑯	名大をひきいた人びと—歴代総長の群像—	豊田講堂	2012.10.20	670人(延べ)		

⑰	名古屋大学 学部誕生と豊 創期	豊田講堂	2013.10.19	約400人(延べ)	同会場で小規模な展示⑩のプレゼン展示。
⑱	「氷壁」を越えて—ナイロン ザイル事件と石岡繁雄の生涯—	博物館 2014.1.30	2013.11.5- 2014.1.30	5,420人	博物館と共催。準備及び会期において、「石岡繁雄の志を伝える会」の全面的な協力を得た。
⑲	「戦争と大学—1931～1945 官立名古屋医科大学・名古屋 帝国大学—	ビゾリオ サロン	2014.8.1-31	1,079人	附属図書館医学部分館と共催。
⑳	名古屋大学創立75周年記念 展 あの花の時代の名大	豊田講堂	2014.10.18	458人(延べ)	展示パネルは、2014年10月刊行の大学文書資料室編『歴代総長と名大史—名古屋大学75年の軌跡—』を写真を中心に再編してパネル化したもの。
㉑	地図・図面で見える名大キヤン パスの歴史	豊田講堂	2015.10.17	378人(延べ)	
㉒	名大の歴史と現在—図表で見 る沿革とキヤンパスの145年 サロン	ビゾリオ サロン	2016.4.5-5.1	約400人	
㉓	名古屋大学創基145周年記念 展 仮病院・仮医学校から名 古屋帝国大学への道	豊田講堂	2016.10.15	813人(延べ)	附属図書館医学部分館と共催。
㉔	戦争と大学—たたび—年医と 統後—	ビゾリオ サロン	2016.11.25-12.26	406人	附属図書館医学部分館と共催。
㉕	名大史料展 こんな史料あ りませんか	豊田講堂	2017.10.21	605人(延べ)	
㉖	写真で見えるあの花の名大	豊田講堂	2018.10.20	745人(延べ)	モニターで上映するスライドショー。
㉗	名大創立80周年記念展 名 古屋帝国大学誕生	豊田講堂	2019.10.19	576人(延べ)	
㉘	写真で見えるあの花の名大	豊田講堂	2019.10.19	858人(延べ)	モニターで上映するスライドショー。
㉙	豊田講堂建設60周年記念展 (1) —ちよつと豊講史—	オンライ ン展示	2020.10.17	不明	
㉚	豊田講堂建設60周年記念展 (2) —ムービー・豊田講堂の 歴史—	オンライ ン展示	2020.10.17	不明	これまで製作してきた豊田講堂史のスライドショーをオンライン上映。
㉛	写真で見えるあの花の名大	オンライ ン展示	2020.10.17～	不明	スライドショー。HCD後も約1年上映。
㉜	創基150周年記念企画(1) パネル展：創基から官立大学へ	オンライ ン展示	2021.10.16	不明	

⑬	創基 150 周年記念企画② ムービー：鶴舞キャンパスの 発展	オンライン 展示	2021.10.16	不明	これまで製作してきたキャンパス史のスライドショーをオンライン上映。
⑭	写真で見えるあの頃の名大	オンライン 展示	2021.10.16 ～	不明	スライドショー。HCD 後も約 1 年上映。
⑮	『名古屋大学の歴史』 出版社 念字真展	豊田講堂	2022.10.15	586 人 (延べ)	写真パネルは名古屋大学出版会提供。
⑯	写真で見えるあの頃の名大	豊田講堂	2022.10.15 ～	503 人 (延べ)	モニターで上映するスライドショー。オンライン上映も行う (HCD 後も約 1 年上映)。
⑰	名大史とスポーツ	豊田講堂	2023.10.21	510 人 (延べ)	
⑱	写真で見えるあの頃の名大	豊田講堂	2023.10.21 ～	530 人 (延べ)	モニターで上映するスライドショー。オンライン上映も行う (HCD 後も約 1 年上映)。
⑲	法人化 20 周年記念展 写真 と図表でたどる法人化後の名 大	豊田講堂	2024.10.19	490 人 (延べ)	観覧者数は、展示⑩と一括計測。
⑳	写真で見えるあの頃の名大	豊田講堂	2024.10.19 ～	490 人 (延べ)	モニターで上映するスライドショー。オンライン上映も行う (HCD 後も約 1 年上映)。
㉑	写真で見えるあの頃の名大	豊田講堂	2025.10.18 ～	402 人 (延べ)	モニターで上映するスライドショー。オンライン上映も行う (HCD 後も約 1 年上映)。

※博物館＝名古屋大学博物館、HCD＝名古屋大学ホームカミングデー、ビブリアオサロン＝名古屋大学附属図書館ビブリアオサロン  
※グレーの色が付いているのは、HCDのみでの展示。  
※オンライン展示は、システム上観覧者の計測不可。

## 注

- (1) 堀田慎一郎「大学アーカイブズの展示活動とその諸問題―名古屋大学における「八高展」を事例に―」（『名古屋大学文学資料室紀要』第一七号、二〇〇九年三月）。
- (2) 加藤諭『大学アーカイブズの成立と展開―公文書管理と国立大学―』（吉川弘文館、二〇一九年）第七章「大学アーカイブズによる催事展開―東北大学を事例に―」（論稿としての初出は二〇一八年）。
- (3) 出口智佳子「大学文書館における展示活動―西南学院史資料センターを事例として―」（『西南学院大学博物館研究紀要』第六号、二〇一八年三月）。
- (4) 小枝弘和「大学アーカイブズの展示活動の現状に関する一考察―同志社大学同志社社史資料センターを事例として―」（『近代日本研究』第三八号、二〇二二年二月）。
- (5) 清水善仁「アーカイブズにおけるアウトリーチ活動論―大学アーカイブズを中心として―」（『アーカイブズ学研究』第一四号、二〇二一年三月）。
- (6) アーカイブズにおける展示活動に特化した論稿として、柴田知彰「公文書館の展示力学に関する一私論―アーカイブズ展示評に期待するもの―」（『歴史学研究』八五四号、二〇〇九年六月）、尾崎晃「文書館展示を魅力あるもの―千葉県文書館の試み―」（『記録と史料』第二二号、二〇二一年三月）、豊見山和行「公文書館の展示業務を考える」（『沖縄県公文書館研究紀要』第一八号、二〇一六年三月）、佐藤美弥「アーカイブズにおける展示を通じた歴史像の発信―埼玉県立文書館の他機関連携展示によせて―」（『埼玉県立文書館紀要』第三二号、二〇一九年三月）、嶋田典人「公文書管理条例・公文書館と展示等普及事業―企画展示「アーカイブズにみる香川の交通」を実施して―」（『香川県立文書館紀要』第二七号、二〇二四年）、アーカイブズにおける展示活動を含む普及事業全般を論じたものとして、柳沢美美子「文書館における普及業務を考える」（『福井県文書館研究紀要』第八号、二〇二一年三月）、辻川敦「日本における「市民文書館」の理念と実践」（『地域史研究―尼崎市立地域研究史料館紀要―』第一二二号、二〇二二年九月）、西向宏介「広島県立文書館の利用・普及の現状と課題」（『広島県立文書館紀要』第一三

号、二〇一五年八月)、村山純一「秋田県公文書館における普及活動の課題と今後に向けての展望」(『秋田県公文書館研究紀要』第二四号、二〇一八年三月)など。

(7) 前掲豊見山「公文書館の展示業務を考える」。

(8) 前掲嶋田「公文書館条例・公文書館と展示等普及事業」。なお、香川県の公文書管理条例の第二十七条は、主体が文書館長ではなく知事になっている点が公文書管理法と異なっている。

(9) 柳沢美美子が指摘するように、アーカイブズの展示や講座などの普及活動の参加者が容易に資料利用者にならないことについては、早い段階から白井哲哉が論じており、柳沢が勤務する福井県文書館でも結果として同様であった(前掲柳沢「文書館における普及業務を考える」)。ただし柳沢の論考は、そうした議論の限界を超えて、文書館の使命に係わるニーズかどうかを見極め、十分にサービスを受けられない層に対して、そのニーズに見合うようサービスを調整する過程をアーカイブズの普及業務ととらえることを主張している。

(10) 公文書管理法の施行と同時に内閣総理大臣が定めた「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」では、国民の特定歴史公文書等への関心を高めることの重要性が述べられているが、それはやはり利用の促進のためという位置づけである。

(11) 前掲柴田「公文書館の展示力学に関する一私論」。

(12) もつとも、前掲清水「アーカイブズにおけるアウトリーチ活動論」も述べているように、アーカイブズの広報・普及活動の多様性については早くから、白井哲哉や鈴木秀幸による指摘があった。ただ、近年はインターネットの分野においての多様化の進展が特に劇的であると言える。

なお、現在本室では、本稿掲載の紀要を一年に一号ずつ刊行するとともに、名古屋大学学術機関リポジトリでインターネット公開している。また、筆者が名古屋大学で全学教育科目(現代教養科目)として開講している「名古屋大学の歴史」では、本室の所蔵資料を紹介することなどを通じて本室の重要性を学生に普及するようにしている。また、石川寛准教授が全学教育科目(人文・社会系基礎科目)として開講している「アーカイブズ学」の中の一回を、筆者がゲスト講師として担当し、そこで大学文書

資料室の活動を紹介している。そのほか、現在本室では、名古屋大学の歴史に係わる話題を写真等を多く用いながら紹介する「ちよつと名大史」を、名古屋大学が大学関係者に発信する『名古屋大学メールマガジンNEXT』で連載している（本室のホームページでもバックナンバーを公開）。これらも、本室の活動や所蔵資料の重要性を大学関係者に普及する有効な機会となっている。

(13) 前稿では、国立公文書館を純粹な狭義のアーカイブズであるかのように書いたが、現在の同館はかつての内閣文庫の膨大な古典籍や古文書を所蔵しており、実際には融合型アーカイブズであるといえる。

(14) 前掲佐藤「アーカイブズにおける展示を通じた歴史像の発信」。

(15) 堀田慎一郎「大学アーカイブズにおける個人・団体文書(一)―収集・受け入れについての考察―」（『名古屋大学大学文書資料室紀要』第一五号、二〇〇七年三月）。西山氏の論稿とは、西山伸「大学アーカイブズ」の現状と今後」（全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』、京都大学学術出版会、二〇〇五年）。

(16) この刊行物資料の重要性については、堀田慎一郎「大学アーカイブズと「大学資料」―刊行物資料―」（名古屋大学における理論と実践―）（『名古屋大学大学文書資料室紀要』第一四号、二〇〇六年三月）で詳しく論じた。

(17) 『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』（平成一六年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（1））研究成果報告書、研究代表者・西山伸、二〇〇五年三月）に掲載の山口拓史（当時、名古屋大学大学文書資料室室員）の報告内容及び討論での発言内容。なお、この科研費に係わる研究会では、大学アーカイブズの活動を「活用」とすることへの違和感や異論も出されている（菅真城『大学アーカイブズの世界』、大阪大学出版会、二〇一三年、第七章）。

(18) 公開シンポジウム「開かれた大学」とこれからの文書資料管理・情報公開』（二〇〇一年九月）、ワークショップ「アーカイブズのすすめ」（二〇〇二年二月、二〇〇三年三月、二〇〇四年一月）、全学教育科目「情報公開と文書資料―文書の世界を歩く―」の開講（二〇〇二年度）、『名古屋大学における文書記録管理の基本方針』の策定（二〇〇六年三月）など。

(19) ホームカミングデイは、一般的には卒業生が大学に帰る日という意味であるが、名古屋大学では現役学生の保護者や地域住民も重要な対象者としていた。ただし二〇二二年度からは、主要な対象者は卒業生とその家族とされるようになった。

- (20) 豊田講堂は、トヨタ自動車及びトヨタグループ各社による建設寄附として、二〇〇七年に全面改修・増築工事が竣工した。
- (21) ①について詳しくは、西川輝昭「名古屋大学博物館第四回特別展記録 名帝大けふ誕生―初代総長澁澤元治とその時代」(『名古屋大学博物館報告』第一八号、二〇〇二年二月)、⑩について詳しくは前稿を参照。
- (22) 詳しくは、堀田慎一郎「企画展『医学教育の曙からノーベル賞まで―名古屋大学創立七〇周年(創基一三八周年)記念―」(『名古屋大学文学書資料室紀要』第一八号、二〇一〇年三月)を参照。
- (23) 前稿及び前掲堀田「企画展『医学教育の曙からノーベル賞まで―名古屋大学創立七〇周年(創基一三八周年)記念―」。
- (24) 詳しくは、堀田慎一郎「企画展『響け!創統の鐘―名高商から名大経済学部への九〇年―」(『名古屋大学文学書資料室紀要』第一九号、二〇一一年三月)を参照。
- (25) これらのスライドムービーは、現在でも本室のウェブサイトで視聴することができる。
- (26) 詳しくは、堀田慎一郎「企画展『氷壁』を越えて―ナイロンザイル事件と石岡繁雄の生涯―」(『名古屋大学文学書資料室紀要』第二二号、二〇一四年三月)を参照。
- (27) 二〇〇三年度までは、設置規程の業務内容に係わる条文中に「名古屋大学史及び高等教育史に関する調査及び研究」とあったが、名古屋大学史の研究であつて年史の編さんではなかった。しかも二〇〇四年度以降は、「大学文書及び記録史料の調査研究に関すること」となり、調査研究の対象が歴史ではなく歴史資料となった。
- (28) 二〇〇〇年代以降における大学アーカイブズの理念については、前掲『日本の大学アーカイブズ』、前掲菅『大学アーカイブズの世界』、前掲加藤『大学アーカイブズの成立と展開』を参照。なお、小池聖二「大学図書館のサービス戦略」(『情報の科学と技術』第五八巻第一号、二〇〇八年一月)は、大学図書館の類型の一つとして「年史編纂型」を挙げているが、これは年史編さん終了後に、年史編さん室を母体として設立されたものという意味であり、年史編さんそのものを業務とするという意味ではない。
- (29) これらについて詳しくは、蒲生英博・堀田慎一郎「企画展『戦争と大学―一九三二―一九四五 官立名古屋医科大学・名古屋帝国大学―』」(『名古屋大学文学書資料室紀要』第二三号、二〇一五年三月)、蒲生英博・堀田慎一郎「企画展『戦争と大学―ふたたび―軍医と銃後―』」(『名古屋大学文学書資料室紀要』第二五号、二〇一七年三月)を参照。

(30) もっとも、同時期における同分館の医学部史料室担当者（兼任）である蒲生英博特任専門員が、医学部の歴史に精通していたという特殊事情もある。この二つの企画展は、いずれも同分館が実施したミニ展示会が基礎となっていた。

(31) 名古屋大学では二〇二二年度から、入学したばかりの新一年生全員を対象に、全学教育科目「大学での学び」基礎論を開講し、その中で筆者が「名古屋大学の歴史」を担当している（それまでの名古屋大学の歴史に係わる講義も別途開講している）。新一年生全員が受講するのは画期的であるが、筆者の担当回は一回のみで、しかも録画をアップする形で、講義時間は四五分に制限されている。

(32) ビブリオサロンは二〇一八年、附属図書館が所蔵する高木家文書に係わる事業のためにOKB大垣共立銀行から多額の寄附を受けたことに伴い、「OKB大垣共立銀行高木家文書資料館」と改称され、高木家文書の常設展示が行われるようになった。高木家文書は、二〇一九年にその一部が「交代寄合西高木家関係資料」として国の重要文化財に指定されている。

(33) ネットになったのは経費の問題であった。この構想の実現には、博物館の展示スペースを拡張することが必須であり、そのためにはかつて博物館の建物（古川記念館）に入っていた施設が使っていた大型実験設備を撤去しなければならず、これには莫大な費用がかかるという。

（ほった・しんいちろう 大学文書資料室）

## 東海国立大学機構大学文書資料室紀要編集要項

- 第一 東海国立大学機構大学文書資料室紀要（以下「紀要」という。）には、名古屋大学史、高等教育史及びアーカイブズ学に関する論文、研究ノート、資料紹介等（以下「論文等」という。）を掲載する。
- 第二 紀要に論文等を掲載しようとする者（以下「執筆者」という。）は、東海国立大学機構大学文書資料室紀要投稿要領（以下「投稿要領」という。）に従い、論文等を紀要編集事務局に提出するものとする。
- 二 執筆者については、学内外を問わない。
- 第三 論文等の掲載は、紀要編集専門委員会の議を経て決定する。
- 第四 紀要編集事務局は、東海国立大学機構大学文書資料室に置く。

## 東海国立大学機構大学文書資料室紀要投稿要領

- 第一 東海国立大学機構大学文書資料室紀要（以下「紀要」という。）に投稿する名古屋大学史、高等教育史及びアーカイブズ学に関する論文、研究ノート、資料紹介等（以下「論文等」という。）は、原則として未発表のものに限る。
- 第二 紀要に論文等を掲載しようとする者（以下「執筆者」という。）は、氏名、所属（職名等を含む）、和文及び英文タイトル並びに連絡先を付記した論文等を紀要編集事務局に提出するものとする。
- 第三 紀要編集専門委員会は、掲載予定の論文等について、執筆者に対して分量の指定または内容の変更を求

めることができる。

第四 執筆者は、論文等が紀要に掲載された場合、当該紀要の増刷及び電子化等の二次利用について、紀要編集事務局の判断に従うものとする。

以上

東海国立大学機構大学文書資料室紀要 第三十四号

二〇二六年三月三十一日 発行

編集発行 東海国立大学機構大学文書資料室

〒464-8601 名古屋市中種区不老町

電話 〇五二(七八九)二〇四六

FAX 〇五二(七八八)六二二二

E-mail: archives@t.thers.ac.jp

印刷所 株式会社 ク イ ッ ク ス

〒456-0004 名古屋市中熱田区桜田町一九―二〇

電話 〇五二(八七一)九一九〇

FAX 〇五二(八八九)一四一〇